

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧			新			改正理由
目次			目次			
編	章	節	編	章	節	
第1編 総則	第1章 計画の目的・性格等	第1節 目的	第1章 計画の目的・性格等	第1節 目的	第1編 総則	字句の修正
		第2節 計画の性格		第2節 計画の性格		
		第3節 計画の構成		第3節 計画の構成		
		第4節 用語		第4節 用語		
	第2章 風水害防災面から見た福岡県 の特性・災害の想定	第1節 県域の概況	第2章 風水害防災面から見た福岡 県の特性・災害の想定	第1節 県域の概況		
		第2節 福岡県の気象災害の特色		第2節 福岡県の気象災害の特色		
		第3節 災害の想定		第3節 災害の想定		
	第3章 防災関係機関等の業務大綱	第1節 実施責任	第3章 防災関係機関等の業務大綱	第1節 実施責任		
		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
		第3節 県民及び企業等の基本的責務		第3節 県民及び企業等の基本的責務		
	第4章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第4章 計画の運用等	第1節 平時の運用		
		第2節 災害時の運用		第2節 災害時の運用		
		第3節 計画の周知		第3節 計画の周知		
	第5章 災害に関する調査研究の推進		第5章 災害に関する調査研究の推進			
	第2編 災害予防計画	第1章 防災基盤の強化	第1節 治水治山の対策	第1章 防災基盤の強化		
第2節 土砂災害の防止			第2節 土砂災害の防止			
第3節 高潮等の対策			第3節 高潮等の対策			
第4節 火災の予防			第4節 火災の予防			
第5節 都市構造の防災化			第5節 都市構造の防災化			
第6節 建築物及び文化財等の災害予防			第6節 建築物及び文化財等の災害予防			
第7節 高層建築物の災害予防			第7節 高層建築物の災害予防			
第8節 地下空間の災害予防			第8節 地下空間の災害予防			
第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防			第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防			
第10節 電気施設、ガス施設の災害予防			第10節 電気施設、ガス施設の災害予防			
第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防			第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防			
第12節 交通施設の災害予防			第12節 交通施設の災害予防			
第2章 県民等の防災		第1節 県民が行う防災対策	第2章 県民等の防災	第1節 県民が行う防災対策		
		第2節 自主防災体制の整備		第2節 自主防災体制の整備		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由	
第2編 災害予防計画	力の向上	第3節 企業等防災対策の促進	第3節 企業等防災対策の促進	防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正	
		第4節 防災知識の普及	第4節 防災知識の普及		
		第5節 防災訓練の充実	第5節 防災訓練の充実		
		第6節 県民の心得	第6節 県民の心得		
		第3章 効果的な応急活動のための事前対策	第1節 広域応援・受援体制の整備		第1節 広域応援・受援体制の整備
			第2節 防災体制・施設・資機材等の整備		第2節 防災体制・施設・資機材等の整備
			第3節 災害救助法等の運用体制の整備		第3節 災害救助法等の運用体制の整備
			第4節 気象等観測体制の整備		第4節 気象等観測体制の整備
			第5節 情報管理体制の整備		第5節 情報管理体制の整備
	第6節 広報・広聴体制の整備		第6節 広報・広聴体制の整備		
	第7節 二次災害の防止体制の整備		第7節 二次災害の防止体制の整備		
	第8節 避難体制の整備		第8節 避難体制の整備		
	第9節 交通・輸送体制の整備		第9節 交通・輸送体制の整備		
	第10節 帰宅困難者支援体制の整備		第10節 帰宅困難者支援体制の整備		
	第11節 保健医療福祉活動の調整	第11節 保健医療福祉活動の調整			
	第12節 医療救護体制の整備	第12節 医療救護体制の整備			
	第13節 要配慮者安全確保体制の整備	第13節 要配慮者安全確保体制の整備			
	第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備	第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備・ 連携体制の強化			
	第15節 災害備蓄物資等の整備・供給	第15節 災害備蓄物資等の整備・供給			
第16節 住宅の確保体制の整備	第16節 住宅の確保体制の整備				
第17節 保健衛生・防疫体制の整備	第17節 保健衛生・防疫体制の整備				
第18節 災害廃棄物処理体制の整備	第18節 災害廃棄物処理体制の整備				
第19節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防	第19節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防				
第20節 鉱山の災害予防	第20節 鉱山の災害予防				
第21節 農業水産業の災害予防	第21節 農業水産業の災害予防				
第22節 複合災害の予防	第22節 複合災害の予防				
第23節 防災関係機関における業務継続計画	第23節 防災関係機関における業務継続計画				
第3編 災害応急対策計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図	第1節 災害対策系統図		
		第2節 県等の組織体制の確立	第2節 県等の組織体制の確立		
		第3節 自衛隊の災害派遣要請	第3節 自衛隊の災害派遣要請		
		第4節 応援要請	第4節 応援要請		
		第5節 災害救助法の適用	第5節 災害救助法の適用		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由
第2章 災害応急対策 活動	第6節 要員の確保	第2章 災害応急対策 活動	第6節 要員の確保	
	第7節 災害ボランティアの受入・支援		第7節 災害ボランティアの受入・支援	
	第1節 防災気象情報等の伝達		第1節 防災気象情報等の伝達	
	第2節 被害情報等の収集伝達		第2節 被害情報等の収集伝達	
	第3節 広報・広聴		第3節 広報・広聴	
	第4節 避難対策の実施		第4節 避難対策の実施	
	第5節 水防対策の実施		第5節 水防対策の実施	
	第6節 消防活動		第6節 消防活動	
	第7節 警備対策の実施		第7節 警備対策の実施	
	第8節 孤立集落における災害応急対策		第8節 孤立集落における災害応急対策	
	第9節 救出活動		第9節 救出活動	
	第10節 医療救護		第10節 医療救護	
	第11節 飲料水の供給		第11節 飲料水の供給	
	第12節 食料の供給		第12節 食料の供給	
	第13節 生活必需品等の供給		第13節 生活必需品等の供給	
	第14節 交通対策の実施		第14節 交通対策の実施	
	第15節 緊急輸送の実施		第15節 緊急輸送の実施	
	第16節 保健衛生、防疫、環境対策		第16節 保健衛生、防疫、環境対策	
	第17節 要配慮者の支援		第17節 要配慮者の支援	
	第18節 安否情報の提供		第18節 安否情報の提供	
	第19節 遺体の搜索、収容及び火葬		第19節 遺体の搜索、収容及び火葬	
	第20節 障害物の除去		第20節 障害物の除去	
	第21節 文教対策の実施		第21節 文教対策の実施	
第22節 住宅の確保	第22節 住宅の確保			
第23節 災害廃棄物等の処理	第23節 災害廃棄物等の処理			
第3編 災害応急対策 計画	第24節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	第3編 災害応急対策 計画	第24節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	
	第25節 電気施設、ガス施設の災害応急対策		第25節 電気施設、ガス施設の災害応急対策	
	第26節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策		第26節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策	
	第27節 交通施設の災害応急対策		第27節 交通施設の災害応急対策	
	第28節 在港船舶の避難対策		第28節 在港船舶の避難対策	
	第29節 土砂災害の応急対策		第29節 土砂災害の応急対策	
	第30節 高層建築物の災害応急対策		第30節 高層建築物の災害応急対策	
	第31節 地下空間の災害応急対策		第31節 地下空間の災害応急対策	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧			新			改正理由	
第4編 災害復旧・復興計画		第32節 二次災害の防止			第32節 二次災害の防止		
		第33節 鉱山の災害応急対策			第33節 鉱山の災害応急対策		
		第34節 農林水産施設等の災害応急対策			第34節 農林水産施設等の災害応急対策		
		第35節 大気汚染による災害応急対策			第35節 大気汚染による災害応急対策		
	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	第1節 基本方針	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	第1節 基本方針	第2節 災害復旧・復興計画の構成		第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置
		第2節 災害復旧・復興計画の構成					
		第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置					
	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	第2節 激甚災害の指定		
		第2節 激甚災害の指定					
	第3章 被災者等の生活再建等の支援	第1節 罹災証明書の発行	第3章 被災者等の生活再建等の支援	第1節 罹災証明書の発行	第2節 被災者台帳の整備		第3節 生活相談
		第2節 被災者台帳の整備					
		第3節 生活相談					
		第4節 男女の心身の健康に関する相談					
		第5節 雇用機会の確保					
		第6節 義援金品の受付及び配分等					
		第7節 生活資金の確保					
		第8節 郵便事業の特例措置					
		第9節 租税の徴収猶予、減免等					
		第10節 災害弔慰金等の支給等					
		第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発					
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	第2節 流通機能の回復		
		第2節 流通機能の回復					
	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	第2節 復興に対する合意形成		第3節 復興計画の推進
		第2節 復興に対する合意形成					
		第3節 復興計画の推進					

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・性格等</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を<u>講じる</u>とともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。</p> <p>計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>第2節～第4節 （略）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第3章 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>1 （略）</p> <p>2 西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>3～10 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第1章 計画の目的・性格等</p> <p>第1節 目的</p> <p>この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。</p> <p>計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を<u>講ずる</u>とともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。</p> <p>計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするものとする。</p> <p>第2節～第4節 （略）</p> <p>第2章 （略）</p> <p>第3章 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>第1節 （略）</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>1 （略）</p> <p>2 NTT西日本株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社</p> <p>3～10 （略）</p> <p>第7 （略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R7.7修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 県民及び企業等の基本的責務</p> <p>第1 県民の基本的責務</p> <p>県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのごまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。</p> <p>また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第4章 計画の運用等</p> <p>第1節 平常時の運用</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第5章 (略)</p>	<p>第3節 県民及び企業等の基本的責務</p> <p>第1 県民の基本的責務</p> <p>県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、自動車へのごまめな満タン給油や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。</p> <p>また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第4章 計画の運用等</p> <p>第1節 平時の運用</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第5章 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の強化</p> <p>第1節 治水治山の対策 (略)</p> <p>第1 治水計画</p> <p>1 河川対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村）</p> <p>洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を<u>講じる</u>ものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止対策（ソフト対策）</p> <p>1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策（砂防課、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第1章 防災基盤の強化</p> <p>第1節 治水治山の対策 (略)</p> <p>第1 治水計画</p> <p>1 河川対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村）</p> <p>洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を<u>講ずる</u>ものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</p> <p>また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 土砂災害防止対策（ソフト対策）</p> <p>1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策（砂防課、市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(3) 対策 ア～イ (略) ウ 防災知識の普及 市町村及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努めるものとする。 (ア)～(ウ) (略) 第3～第5 (略)</p> <p>第3節 高潮等の対策 (略) 第1 (略) 第2 海岸高潮対策（港湾課・水産振興課） 1 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア (略) イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村） 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。 ウ (略) 2～3 (略) 第3 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 都市構造の防災化 県及び市町村は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。 <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u></p>	<p>(3) 対策 ア～イ (略) ウ 防災知識の普及 市町村及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、災害の発生するおそれのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努めるものとする。 (ア)～(ウ) (略) 第3～第5 (略)</p> <p>第3節 高潮等の対策 (略) 第1 (略) 第2 海岸高潮対策（港湾課・水産振興課） 1 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア (略) イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村） 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた高潮予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、高潮に係る避難訓練に関する事項その他高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（高潮ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずるものとする。 ウ (略) 2～3 (略) 第3 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 都市構造の防災化 県及び市町村は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。 <u>また、災害に強い都市づくりを推進するため、災害リスクを十分に考慮した居住誘導区域・都市機能誘導区域等の区域設定やハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策といった防災指針を定める、市町村の立地適正化計画の策定を促進する。</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>〈主な実施機関〉 県（建築都市部・県土整備部）、市町村</p> <p>第1 建築物不燃化の推進（建築都市部、市町村）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策</p> <p>（1）防火・準防火地域の指定（都市計画課） <u>商業地域及び近隣商業地域等については、防火地域又は準防火地域を定めるものとし、容積率500%以上の商業地域については原則として防火地域を定める。</u></p> <p>※ 防火・準防火地域の指定状況（平成29年3月31日現在） 防火地域：3都市計画（3市） 428ha 準防火地域：13都市計画（26市17町） 7,777ha</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）公営住宅の不燃化推進（県営住宅課、住宅計画課、市町村） 既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、県営住宅については、5年毎に計画を見直ししながら、逐次耐火構造に建替えを推進する。県営住宅建替状況としては、昭和55年度から平成29年度末まで127団地、11、381戸を建替え済みである。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。 老朽化した市町村営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について、市町村の意識向上を図る。</p> <p>（4）（略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p>第5～第6 （略）</p> <p>第6節～第7節 （略）</p>	<p>〈主な実施機関〉 県（建築都市部・県土整備部）、市町村</p> <p>第1 建築物不燃化の推進（建築都市部、市町村）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策</p> <p>（1）防火・準防火地域の指定（都市計画課・市町村） <u>市町村は、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域又は準防火地域を定めるものとする。</u></p> <p>※ 防火・準防火地域の指定状況（令和7年3月31日現在） 防火地域：3都市計画（3市） 440ha 準防火地域：14都市計画（27市16町） 7,859.2ha</p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）公営住宅の不燃化推進（県営住宅課、住宅計画課、市町村） 既存の木造及び簡易耐火構造の住宅は、地域性、老朽度等を考慮し、県営住宅については、5年ごとに見直ししながら、逐次耐火構造に建替えを推進する。県営住宅建替状況としては、昭和55年度から平成29年度末まで127団地、11、381戸を建替え済みである。また、2方向避難の困難な既設住宅については、防災改修等の改善を進めるとともに、新築住宅についても、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間の創出に努める。 老朽化した市町村営木造及び簡易耐火構造の住宅については、防火及び避難性能を向上させるため、建替事業の推進について、市町村の意識向上を図る。</p> <p>（4）（略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 無電柱化事業の推進（道路維持課・公園街路課・都市計画課・開発・盛土指導課等）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策 緊急輸送道路など防災上重要な道路について、必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。 <u>市街地開発事業、大規模な開発許可等について、事業認可や開発許可の事前相談時などあらゆる機会を捉え、施行者及び開発事業者に対して新たに電柱を設置しないようにする等、無電柱化の推進に関する法律第12条の趣旨を周知し、無電柱化のための検討がなされるよう徹底する。</u></p> <p>第5～第6 （略）</p> <p>第6節～第7節 （略）</p>	<p>記載の適正化、時点修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第8節 地下空間の災害予防 (略)</p> <p>第1 浸水災害予防対策(河川管理者、建築指導課・下水道課・防災危機管理局、市町村、消防機関、地下空間の管理者等)</p> <p>1 浸水被害予防対策 (1) (略) (2) 浸水対策事業の実施(河川管理者、下水道課、市町村) 河川管理者、県(下水道課)及び市町村は、本章第1節「治水治山の対策」及び第11節「上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防」に基づき、地下空間利用が高度に発達し、災害が発生するおそれのある地区において、雨水対策下水道事業及び河川事業を組み合わせ重点的な対策を推進する。 (3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難体制の整備 (1) (略) (2) 避難誘導體制の整備 地下街等不特定多数の者が利用する地下空間の管理者等は、浸水時に利用者を安全に避難させるために、あらかじめ避難誘導體制を整備する。 また、利用者等に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。 (3) (略)</p> <p>4 住民等への周知等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浸水災害を想定した防災訓練の実施(河川管理課・下水道課、市町村、地下空間の管理者等) 市町村、地下空間の管理者等は、単独又は共同して、地下空間における浸水災害の発生を想定した防災訓練を実施するものとし、県は、その実施に協力する。</p> <p>第2 ガス漏洩事故及び火災等予防対策(建築指導課・防災危機管理局、警察、消防機関、西部ガス株式会社、所有者等) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 西部ガス株式会社 地下街には、ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。 また、特に、特定の地下街には、次の事項を行う。 ア～エ (略) オ ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て、事業所毎に年1箇所以上防災訓練を実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第8節 地下空間の災害予防 (略)</p> <p>第1 浸水災害予防対策(河川管理者、建築指導課・上下水道課・防災危機管理局、市町村、消防機関、地下空間の管理者等)</p> <p>1 浸水被害予防対策 (1) (略) (2) 浸水対策事業の実施(河川管理者、上下水道課、市町村) 河川管理者、県(下水道課)及び市町村は、本章第1節「治水治山の対策」及び第11節「上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防」に基づき、地下空間利用が高度に発達し、災害が発生するおそれのある地区において、雨水対策下水道事業及び河川事業を組み合わせ重点的な対策を推進する。 (3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 避難体制の整備 (1) (略) (2) 避難誘導體制の整備 地下街等不特定多数の者が利用する地下空間の管理者等は、浸水時に利用者を安全に避難させるために、あらかじめ避難誘導體制を整備する。 また、利用者等に対し、平時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努める。 (3) (略)</p> <p>4 住民等への周知等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 浸水災害を想定した防災訓練の実施(河川管理課・上下水道課、市町村、地下空間の管理者等) 市町村、地下空間の管理者等は、単独又は共同して、地下空間における浸水災害の発生を想定した防災訓練を実施するものとし、県は、その実施に協力する。</p> <p>第2 ガス漏洩事故及び火災等予防対策(建築指導課・防災危機管理局、警察、消防機関、西部ガス株式会社、所有者等) (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 西部ガス株式会社 地下街には、ガス漏れ警報設備等の安全設備の普及促進を図る。 また、特に、特定の地下街には、次の事項を行う。 ア～エ (略) オ ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察機関等の協力を得て、事業所ごとに年1箇所以上防災訓練を実施する。</p> <p>6 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害予防対策（西日本電信電話株式会社） (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策用資機材の確保と整備 (1) 災害対策用資機材の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、消耗品の確保に努める。 (2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 防災に関する防災機関との協調 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平常時は、西日本電信電話株式会社九州支店は福岡県防災会議と、また災害時には福岡県災害対策本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 (3)～(4) (略)</p> <p>第2 放送施設災害予防対策（日本放送協会） (略)</p> <p>1 平常時の措置 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害予防対策（N T T西日本株式会社） (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策用資機材の確保と整備 (1) 災害対策用資機材の確保 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平時から復旧用資材、器具、工具、消耗品の確保に努める。 (2)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 防災に関する防災機関との協調 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 平時は、N T T西日本株式会社九州支店は福岡県防災会議と、また災害時には福岡県災害対策本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 (3)～(4) (略)</p> <p>第2 放送施設災害予防対策（日本放送協会） (略)</p> <p>1 平時の措置 (1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第10節 電気施設、ガス施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社） (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資機材の整備、点検 (1) 資機材の確保 本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。 (2)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害予防対策（西部ガス株式会社） (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予防に関する事項 (1) (略)</p> <p>(2) ガス供給設備</p>	<p>第10節 電気施設、ガス施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社） (略)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 資機材の整備、点検 (1) 資機材の確保 本店、本店直轄機関及び現業機関等は、災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。 (2)～(3) (略)</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害予防対策（西部ガス株式会社） (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 予防に関する事項 (1) (略)</p> <p>(2) ガス供給設備</p>	<p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ア 導管及び付属設備の設置及び維持管理 新設設備はガス工作物の技術上の基準に基づいた設計・施工を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を講じる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) その他の設備 ア～ウ (略)</p> <p>エ 資機材等 製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平常時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 広報活動計画 ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>ア 導管及び付属設備の設置及び維持管理 新設設備はガス工作物の技術上の基準に基づいた設計・施工を行う。また、既設設備はその重要度を考慮し、計画的に取り替えまたは補強等の必要に応じた対策を講ずる。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) その他の設備 ア～ウ (略)</p> <p>エ 資機材等 製造設備、供給設備の配管材料、工具等の資機材等は平時からその確保に努めると共に、定期的に保管状況を点検整備する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 広報活動計画 ガスによる二次災害を防止するため、平時から需要家に対し、防災知識の普及を図るものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>
<p>第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 上水道施設災害予防対策（水資源対策課水道整備室、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対策 各水道事業者における水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」「水道施設設計指針」（日本水道協会刊）等に沿って推進する。 また、各水道ごとに、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。</p> <p>第2 下水道施設災害予防対策（下水道課・流域下水道事務所・県土整備事務所・下水道管理センター、市町村）</p>	<p>第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 上水道施設災害予防対策（上下水道課上水道整備室、水道事業者（水道用水供給事業者を含む。以下同じ。）、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 対策 各水道事業者における水道施設の整備増強は、「水道施設の技術的基準を定める省令」「水道施設設計指針」（日本水道協会刊）等に沿って推進する。 また、各水道ごとに、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。 <u>水道事業者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>第2 下水道施設災害予防対策（上下水道課・流域下水道事務所・県土整備事務所・下水道管理センター、市町村）</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1～2 （略）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村） 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた雨水出水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知するよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(4) 施設機能の維持</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、<u>可搬式排水ポンプその他の</u>必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。</p> <p>(5) 機動性のある支援・受援体制の確立</p> <p><u>平常時</u>から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図るものとする。</p> <p>第3 工業用水道施設災害予防対策（工業用水道事業者）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策</p> <p>各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、施設の整備増強を推進する。</p> <p>また、各工業用水道毎に、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。</p> <p>第12節 交通施設の災害予防</p> <p><u>道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持でき</u></p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 対策</p> <p>(1) 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 浸水想定区域における避難措置等の住民への周知（市町村） 浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた雨水出水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知するよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>ウ～エ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p> <p>(4) 施設機能の維持</p> <p>下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、浄水場や下水処理場等の急所施設や、避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。</u></p> <p>(5) 機動性のある支援・受援体制の確立</p> <p><u>平時</u>から、下水道関係の経験を有する技術者や支援に必要な資機材を把握するとともに、下水道の専門的技術を有する団体と協定を結ぶなど、機動性のある支援、受援体制の充実を図るものとする。</p> <p>第3 工業用水道施設災害予防対策（工業用水道事業者）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 対策</p> <p>各工業用水道事業者における工業用水道施設の整備については、施設の整備増強を推進する。</p> <p>また、各工業用水道ごとに、供給体制などについて、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて、必要な施設等の整備増強を図る。</p> <p>第12節 交通施設の災害予防</p> <p><u>道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持でき</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)及び国土交通省防災業務</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>きるよう諸施設の整備等を行うものとする。</u></p> <p><u>また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、風水害に対する安全性及び大規模災害発生時の輸送手段の早期・確実な確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 道路・鉄道・港湾・空港管理者等、国、県（県土整備部・農林水産部、<u>企画・地域振興部</u>）、警察、市町村</p> <p>第1 道路施設</p> <p><u>1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画、啓開道路（警察（公安委員会）、道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路（株）、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）</u></p> <p><u>（1）緊急交通路（警察（公安委員会）道路管理者（西日本高速道路（株）等）</u></p> <p><u>あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び 的確かつ円滑な災害応急対策に資する。</u></p> <p><u>資料編 交通施設－緊急交通路一覧表 参照</u></p> <p><u>（2）緊急輸送道路ネットワーク計画（道路維持課、道路建設課）</u></p> <p><u>緊急交通路等を十分踏まえ、幹線的な道路並びにこれらの道路と防災拠点とを連絡する道路、又は防災拠点を相互に連絡する道路を選定し、安全性の強化に努めるものとする。</u></p> <p><u>大規模災害発生後の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路などの基幹的な道路ネットワークの整備を推進、代替機能を確保する。</u></p> <p><u>資料編 交通施設－緊急輸送ネットワーク計画図 参照</u></p> <p><u>（3）啓開道路（道路維持課、九州地方整備局、政令市、西日本高速道路（株）、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社、警察）</u></p> <p><u>緊急交通路に加え、大規模災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送及び道路の啓開作業に必要な災害対応拠点をつなぐための、最優先で啓開すべき必要最低限度の緊急輸送道路であり、これを県内各道路管理者が共有することにより効率的な啓開作業を行う。</u></p> <p><u>（4）災害における交通マネジメント</u></p> <p><u>ア 九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。</u></p>	<p><u>るよう諸施設の整備等を行う。</u></p> <p><u>特に、主要な道路、鉄道、港湾、空港の基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 道路・鉄道・港湾・空港管理者等、国、県（県土整備部・農林水産部、<u>市町村・地域振興部</u>）、警察、市町村</p> <p>第1 道路施設</p> <p><u>道路管理者は、迅速かつ円滑な災害応急対策および災害復旧・復興に資するため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> <p><u>1 激甚化、頻発化する災害から速やかに復旧・復興するためには、道路ネットワークの機能強化が必要であることから、高規格道路の未整備区間の整備および4車線化、高規格道路と直轄国道のダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策を進める。</u></p> <p><u>2 災害の発生時でも、地域が孤立することなく、日常生活機能を確保できるようにするため、地域の拠点（行政機関、交通・物流拠点、医療福祉施設等）間を結ぶ主要な道路や代替路がない道路等についての安全性・信頼性を高めるとともに、空港・港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、簡易なICの増設等による地域との連携強化等により、道路ネットワーク機能の向上を図る。</u></p> <p><u>3 道路施設等の点検を実施し、道路施設の現況の把握に努めるとともに、点検結果に基づき、必要な対策を実施する。</u></p> <p><u>4 道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、関係機関への連絡、通行規制の実施その他必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>5 緊急輸送道路や避難路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進に関する法律に基づく、道路事業等に合わせた電柱等の新設抑制および既設撤去の推進等により、無電柱化の推進を図る。</u></p> <p><u>6 道路の冠水による事故を未然に防止するため、アンダーパス部等、車両が水没するなど重大な事故が起きるおそれがある箇所については、道路利用者への注意喚起や情報提供を行うとともに、事前に標識、情報板、排水ポンプ等の点検、必要な施設の整備、警察及び消防等と</u></p>	<p>計画 (R7.7修正) に基づく修正</p> <p>組織再編のため 防災基本計画 (R7.7修正) 及び国土交通省防災業務計画 (R7.7修正) に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めるときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u></p> <p><u>2 国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会）</u></p> <p><u>（1）道路防災対策</u></p> <p><u>風水害等時における道路機能の確保のため、所管道路について、道路防災点検を実施し、対策工事の必要な箇所を指定して、道路の整備を推進する。</u></p> <p><u>ア 道路防災点検</u></p> <p><u>道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。</u></p> <p><u>イ 道路の防災工事</u></p> <p><u>アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。</u></p> <p><u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け換え等の対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>（2）道路啓開用資機材の整備</u></p> <p><u>事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努めると共に、あらかじめ建設業者、団体との間で協定等を締結し、道路啓開用資機材を整備しておくものとする。</u></p> <p><u>（3）交通安全施設の防災機能強化</u></p> <p><u>緊急交通路として確保すべき道路を重点に交通信号機、交通管制システム等の交通安全施設の停電対策、及び復旧対策等の防災機能の強化を図る。</u></p> <p><u>（4）道路冠水対策</u></p> <p><u>道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u></p> <p><u>（5）除雪体制の整備</u></p> <p><u>積雪のため道路交通に支障をきたす恐れがある場合に、交通の確保を図るため除雪作業等の出動体制を整備するものとする。</u></p> <p><u>3 西日本高速道路株式会社</u></p> <p><u>（1）橋梁の落橋防止対策として、「支承の移動制限装置」「支承からの縁端距離確保」「桁間連結装置」等の措置を計画的に講ずる。</u></p> <p><u>（2）橋脚、盛土部、平面部などの道路のき裂、土留擁壁の部分的損傷があり得るので、必要な予防措置を講ずる。</u></p>	<p><u>の連携強化等を図ることで、適切な道路管理に努める。</u></p>	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>（3）道路啓開用資機材の整備</u> 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材等の応援協力体制を整備しておく。</p> <p>4 福岡北九州高速道路公社</p> <p><u>（1）高架橋については、桁落下防止装置により、桁を連結して安全性を高める。</u></p> <p><u>（2）床版、橋脚、添加電信機の部分的損傷があり得るので必要な予防措置をとる。</u></p> <p><u>（3）道路啓開用資機材の整備</u> 事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、工作車等の道路啓開用資機材の分散配備、増強に努める。 なお、あらかじめ(社)日本土木工業協会等の関係団体との間で「災害応急支援業務に関する協定」等を締結しており、災害時に対応することとしている。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 港湾施設等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、<u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u> <u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する事故の</p>	<p>第2 (略)</p> <p>第3 港湾施設等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、<u>港湾については、官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、ハード・ソフト一体での高潮対策等を推進する。</u> 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</p> <p>第4（略）</p> <p>第2章 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策</p> <p>県民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、地域の防災活動に参加する等平常時から災害に対する備えを進める。</p> <p>県及び市町村は、県民に対する防災意識の高揚を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県民、県（防災危機管理局、生活衛生課）、市町村等</p> <p>1 防災に関する知識の修得</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4)（略）</p> <p>3 非常用品等の準備、点検</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 3日分相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品</p> <p>(3)（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 愛護動物との同行避難や指定避難所での飼養に対する準備</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災体制の整備方針</p> <p>1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平常時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。</p>	<p>事故の可能性のある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</p> <p>第4（略）</p> <p>第2章 県民等の防災力の向上</p> <p>第1節 県民が行う防災対策</p> <p>県民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講ずるとともに、地域の防災活動に参加する等平時から災害に対する備えを進める。</p> <p>県及び市町村は、県民に対する防災意識の高揚を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県民、県（防災危機管理局、生活衛生課）、市町村等</p> <p>1 防災に関する知識の修得</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や避難指示等発表時の行動、避難方法、避難所等での行動、的確な情報収集等）</p> <p>(5)（略）</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催</p> <p>(1)～(2)（略）</p> <p>(3) 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4)（略）</p> <p>3 非常用品等の準備、点検</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 最低3日分（推奨1週間分）相当の食料・飲料水・生活必需品、毛布等の非常備蓄品</p> <p>(3)（略）</p> <p>4～7（略）</p> <p>8 愛護動物との同行避難や指定避難所等での飼養に対する準備</p> <p>第2節 自主防災体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第1 自主防災体制の整備方針</p> <p>1 住民等は、大規模災害時に防災行政機関の活動が遅滞するような事態に対し、被害の防止・軽減を図るため、「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は自分たちで守る」をスローガンに、個人・家庭、地域、自主防災組織が平時及び災害発生時のそれぞれの役割を自覚し、備えを図るものとする。</p>	<p>字句の修正 字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>メールまもるくんの廃止</p> <p>福岡県備蓄基本計画と整合</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 県、市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>第2 自主防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動内容 自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平常時の活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災知識の普及 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、災害等の知識及び平常時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 災害発生時の活動内容</p> <p>ア 初期消火の実施 家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の役割 市町村は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講じる。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携 市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団経験</p>	<p>2 県、市町村は、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、初期消火活動や救出・救護活動の実施、指定避難所等・避難ルート等の周知・安全確認、避難行動要支援者の避難の誘導・安否確認等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るなど、住民等の自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努めるものとする。</p> <p>第2 自主防災体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 活動内容 自主防災組織による活動内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 平時の活動内容</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 防災知識の普及 正しい防災知識を一人ひとりが持つよう映画会、講演会、研究会、訓練その他あらゆる機会を活用し、啓発を行う。 主な啓発事項は、災害等の知識及び平時における防災対策、災害時の心得、自主防災組織が活動すべき内容、自主防災組織の構成員の役割等である。</p> <p>ウ～カ (略)</p> <p>(2) 災害発生時の活動内容</p> <p>ア 初期消火の実施 家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼び掛けるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>3 自主防災組織の育成・指導</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市町村の役割 市町村は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 市町村は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動指導等について必要な措置を講ずる。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>4 自主防災組織活動の促進と消防団との連携 市町村は、自主防災組織に対して適切な指導を行うとともに、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携を通じて、自主防災組織の訓練その他の活動の充実が図られるよう努めるとともに、消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取扱いの指導</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第3節 企業等防災対策の促進（略）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 県、市町村の役割</p> <p>1 防災訓練(防災危機管理局・商工政策課、市町村)</p> <p>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等を呼びかける。</p> <p>2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発（<u>中小企業振興課</u>〔商工政策課〕、市町村）</p> <p>県及び市町村は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。</p> <p>さらに、県においては、国や関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 金融的支援（<u>中小企業振興課</u>）</p> <p>第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」により、支援を行うものとする。</p> <p>6 商工会・商工会議所等との連携（<u>中小企業振興課</u>）</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、商工会・商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して策定する、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画の策定及び実行支援を行うものとする。</p> <p>第4節 防災知識の普及（略）</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤</p>	<p>を行ったり、消防団経験者が自主防災組織の役員に就任したりするなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るよう努める。</p> <p>また、市町村は、自主防災組織の教育訓練において消防団が指導的役割を担うための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第3節 企業等防災対策の促進（略）</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 県、市町村の役割</p> <p>1 防災訓練(防災危機管理局・商工政策課、市町村)</p> <p>県及び市町村は、企業を地域コミュニティの一員として、防災訓練等の機会をとらえ、企業等に対し訓練への参加等を呼び掛ける。</p> <p>2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発（<u>中小企業経営支援課</u>〔商工政策課〕、市町村）</p> <p>県及び市町村は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。</p> <p>さらに、県においては、国や関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。</p> <p>3～4（略）</p> <p>5 金融的支援（<u>中小企業経営支援課</u>）</p> <p>第4編「災害復旧・復興計画」第4章「経済復興の支援」第1節「金融措置」により、支援を行うものとする。</p> <p>6 商工会・商工会議所等との連携（<u>中小企業経営支援課</u>）</p> <p>県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、商工会・商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して策定する、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画の策定及び実行支援を行うものとする。</p> <p>第4節 防災知識の普及（略）</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p> <p>県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。</p> <p>また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平常時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第4～第7 （略）</p> <p>第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>第5節 防災訓練の充実 （略）</p> <p>第1 総合防災訓練（防災危機管理局、市町村等）</p> <p>1 県及び市町村等は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。</p> <p>また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 その他の訓練</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。</p>	<p>応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを<u>平時</u>から構築することに努めるものとする。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>第4～第7 （略）</p> <p>第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村）</p> <p>県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</p> <p>また、住民は、<u>語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により</u>、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p> <p>第5節 防災訓練の充実 （略）</p> <p>第1 総合防災訓練（防災危機管理局、市町村等）</p> <p>1 県及び市町村等は、災害時の防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食、<u>燃料供給</u>等の各訓練を総合的に実施する。</p> <p>また、実施に当たっては、学校、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～7 （略）</p> <p>8 その他の訓練</p> <p>防災関係機関は、単独又は共同で、避難誘導、救出救助、<u>燃料供給</u>、災害情報の収集・伝達及び災害装備資機材習熟訓練等災害活動に必要な訓練を実施する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3～第5 （略）</p> <p>第6節 県民の心得</p> <p>近年の災害の経験を踏まえ、県民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>災害発生時に、県民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第1 家庭における心得</p> <p>1 平常時の心得</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 大雨・台風等風水害発生時の心得</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 子どもとはぐれないようにする。 子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) お年寄りや子供、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 職場における心得</p> <p>1 平常時の心得</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。</p>	<p>また、県は災害対応力の更なる強化を図るため、大規模地震を想定した訓練を実施する。</p> <p>第3～第5 （略）</p> <p>第6節 県民の心得</p> <p>近年の災害の経験を踏まえ、県民は、「自らの身の安全は自らが守る」ことが基本であるとの自覚を持ち、平時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。</p> <p>災害発生時に、県民は、家庭または職場等において、個人または共同で、人命の安全を第一として混乱の防止に留意しつつ、災害による被害の発生を最小限にとどめるために必要な措置をとるものとする。</p> <p>第1 家庭における心得</p> <p>1 平時の心得</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 大雨・台風等風水害発生時の心得</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 子どもとはぐれないようにする。 子どもとはぐれないように、おんぶ紐で子どもを背負うなど工夫するとともに、絶対に子どもから目を離さないよう細心の注意を払う。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) お年寄りや子ども、乳幼児、身体の不自由な人などが安全に避難できるよう声をかけて協力する。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第2 職場における心得</p> <p>1 平時の心得</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 広域応援・受援体制の整備</p> <p>大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。</p> <p>特に、地方公共団体においては、災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、地方防災会議を構成する関係者等との間で、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担についての認識を共有し、このような連携に関する基本的な方針を地域防災計画に反映させた上で、</p>	<p>アセスメント調査(R7.9)を踏まえた施策</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関 第1 他都道府県等との相互協力体制の整備 1 県は、九州・山口9県災害時応援協定、関西広域連合と九州地方</p>	<p><u>当該方針を踏まえて個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>都道府県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるとともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意するものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</p> <p>県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>県及び市町村は、市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</p> <p>県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関 第1 他都道府県等との相互協力体制の整備 1 県は、九州・山口9県災害時応援協定、関西広域連合と九州地方</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>知事会との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、広域合同訓練など、実体的な訓練の実施等を通じて、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>2 北九州市及び福岡市は、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、平常時から関係都市等と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>第2 市町村間の相互協力体制の整備 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備 県、市町村と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。</p> <p>第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） (1)～(2) (略) (3) 防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害薬事コーディネーター、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドク</p>	<p>知事会との災害時の相互応援に関する協定及び全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、平時から関係各県と連携を図り、広域合同訓練など、実体的な訓練の実施等を通じて、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>2 北九州市及び福岡市は、21大都市災害時相互応援に関する協定に基づき、平時から関係都市等と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう体制整備を推進するものとする。</p> <p>第2 市町村間の相互協力体制の整備 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。</p> <p>県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第3 県、市町村と自衛隊との連携体制の整備 県、市町村と自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平時から連携体制を構築し、その強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決め、自衛隊に書面にて連絡しておくとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。</p> <p>第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） (1)～(2) (略) (3) 防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。</p> <p>県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、災害薬事コーディネーター、災害支援ナースの充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドク</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。</p> <p>また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に</p>	<p>ターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）<u>や保健師等チーム</u>の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。</p> <p>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。</p> <p>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。</p> <p><u>都道府県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u></p> <p>また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。</p> <p>県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。</p> <p><u>地方公共団体は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関）</p> <p>県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを越える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電や通信途絶等1が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとするとともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3 防災拠点施設の確保・充実（関係各課、建築指導課、総合政策課、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）</p> <p>県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火</p>	<p>慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを越える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で地上回線が途絶した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制の確保を推進するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとするとともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</p> <p>さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3 防災拠点施設の確保・充実（関係各課、建築指導課、脱炭素社会推進課、道路維持課、市町村、消防機関、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社）</p> <p>県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。</p> <p>国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点（防災拠点自動車駐車場）等）として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。</p> <p>九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>また、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</p> <p>第8～第9（略）</p> <p>第3節～第4節（略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等</p>	<p>対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。</p> <p>また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。</p> <p>国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点、防災関係機関の活動拠点（防災拠点自動車駐車場）等）として位置づけ、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。</p> <p>九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備、防災拠点自動車駐車場等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。</p> <p>第4～第6（略）</p> <p>第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）</p> <p>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</p> <p>また、情報の収集等の迅速正確を期すため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。</p> <p>第8～第9（略）</p> <p>第3節～第4節（略）</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、有・無線系、地上系・衛星系によるネットワーク、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。ネットワークは、耐震化、多ルート化、関連装置の二重化等の推進を図り、災害時の使用を考慮した十分な回線容量を確保する。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者第1～第3（略）</p> <p>第4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備 1（略） 2 整備項目 (1)（略） (2) <u>西日本電信電話株式会社</u>は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。</p> <p>第5（略） 第6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 1（略） 2 整備項目 (1)～(3)（略） (4) 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、国が運用する総合防災情報システム（SOBO-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに、福岡県防災情報システ</p>	<p>の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、アラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」の機能強化を図るものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者第1～第3（略）</p> <p>第4 有線通信設備（災害時優先扱いの電話）の整備 1（略） 2 整備項目 (1)（略） (2) <u>NTT西日本株式会社</u>は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、防災関係機関が、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるように、電話網運営体制を整備する。</p> <p>第5（略） 第6 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 1（略） 2 整備項目 (1)～(3)（略） (4) 福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、国が運用する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに、福岡県防災情報システ</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>アセスメント調査(R7.9)を踏まえた施策</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう継続的に検討を加えるものとする。</p> <p>第7 通信訓練の実施等 様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施等を通じた平常時からの連携体制の構築等に努める。</p> <p>第8 情報通信設備の維持 1 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理 県、市町村及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、アラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。 また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。 九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備 災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。 (主な実施機関) 国、県（総務部・企画・地域振興部・保健医療介護部・福祉労働部・関係各課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p>	<p>ムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう継続的に検討を加えるものとする。</p> <p>(5) 地方公共団体及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（E E I）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。</p> <p>第7 通信訓練の実施等 様々な通信手段の活用を実用化するため、定期的な訓練の実施等を通じた平時からの連携体制の構築等に努める。</p> <p>第8 情報通信設備の維持 1 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理 県、市町村及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、アラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。 また、非常災害時の通信の確保を図るため、平時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。 九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備 災害時に、人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施するために必要な体制を整備する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応するために必要な体制を整備する。 (主な実施機関) 国、県（総務部・政策企画部・市町村・地域振興部・保健医療介護部・福祉子ども政策部・関係各課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1～3</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、<u>福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」</u>等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～13 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 報道機関との連携体制の整備（<u>県民情報広報課</u>・防災危機管理局、市町村、防災関係機関） （略）</p> <p>第4 要配慮者への情報提供体制の整備（<u>企画・地域振興部</u>・保健医療介護部・<u>福祉労働部</u>・総務部、市町村、防災関係機関） （略）</p> <p>第7節 二次災害の防止体制の整備 （略）</p> <p>第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備（県土整備部・農林水産部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進するものとする。 市町村は、<u>平常時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第2 危険物施設等災害予防計画</p> <p>1 消防法上の危険物 県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、<u>平常時</u>から次により危険物施設の安全確保に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>2 火薬類 県（<u>工業保安課</u>）及び関係機関は、<u>平常時</u>から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>3 高圧ガス 県（<u>工業保安課</u>）及び高圧ガス施設の所有者等は、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第8節 避難体制の整備 （略）</p> <p>第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟</p>	<p>1～3</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～13 （略）</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 報道機関との連携体制の整備（<u>広報課</u>・防災危機管理局、市町村、防災関係機関） （略）</p> <p>第4 要配慮者への情報提供体制の整備（<u>政策企画部・市町村・地域振興部</u>・保健医療介護部・<u>福祉子ども政策部</u>・総務部、市町村、防災関係機関） （略）</p> <p>第7節 二次災害の防止体制の整備 （略）</p> <p>第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備（県土整備部・農林水産部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員OBなど）の登録等を推進するものとする。 市町村は、<u>平時</u>より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>第2 危険物施設等災害予防計画</p> <p>1 消防法上の危険物 県（防災危機管理局）、消防本部及び消防法（昭和23年法律第186号）上の危険物を取り扱う施設（以下本節において「危険物施設」という。）の関係者は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、<u>平時</u>から次により危険物施設の安全確保に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>2 火薬類 県（<u>消防保安課</u>）及び関係機関は、<u>平時</u>から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>3 高圧ガス 県（<u>消防保安課</u>）及び高圧ガス施設の所有者等は、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。 （1）～（3） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>第8節 避難体制の整備 （略）</p> <p>第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため、字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。</p> <p>1 避難誘導計画の策定と訓練</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の連携</p> <p>市町村は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第13節「要配慮者安全確保体制の整備」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による。</p> <p>(3) 高齢者等避難の伝達体制整備</p> <p>高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの）の伝達体制整備に努める。</p>	<p>市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。</p> <p>1 避難誘導計画の策定と訓練</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。</p> <p>なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所等に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地域住民等の連携</p> <p>市町村は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。</p> <p>なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第13節「要配慮者安全確保体制の整備」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による。</p> <p>(3) 高齢者等避難の伝達体制整備</p> <p>高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、高齢者等避難（一般住民に対して避難の準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼び掛けるもの）の伝達体制整備に努める。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>5 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>市町村長は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。</p> <p>また、市町村長は、避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。</p> <p>また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として</p>	<p>5 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備</p> <p>市町村長は、①洪水、②崖崩れ、土石流及び地滑り、③高潮、④一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水により、被害を受けるおそれがある住民全員が避難することができる安全な避難路、指定緊急避難場所、指定避難所を選定、指定及び整備し、住民に周知するものとする。</p> <p>また、市町村長は、避難者の生活環境を整備するため、あらかじめ、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。</p> <p>また、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</p> <p>また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備（消防防災指導課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活衛生課）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 県及び市町村は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行うよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成</p>	<p>指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他指定避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>イ 良好な生活環境を確保するために、あらかじめ指定避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等の整備にも努める。</p> <p>ウ 県及び市町村は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備（防災企画課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活衛生課）</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 県及び市町村は、多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行うよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p>ケ 県は、ペットを同行した避難者が安心して指定避難所へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、市町村等の関係機関へ周知する。また、指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。</p> <p>市町村は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市町村防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。</p> <p>コ (略)</p> <p>5 指定避難所、避難路等の住民への周知</p> <p>市町村は、避難路・指定避難所等について平常時から以下の方法で周知・徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行う</p>	<p>に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>ク 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</p> <p>ケ 県は、ペットを同行した避難者が安心して指定避難所等へ避難できるよう、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を整備し、市町村等の関係機関へ周知する。また、指定避難所等におけるペット救護施設運営のための人材の育成、災害時動物飼養管理ボランティアの養成・登録の推進に努めるものとする。</p> <p>市町村は、「福岡県災害時ペット救護マニュアル」を参考に、ペット同行避難について市町村防災計画及び避難所運営マニュアルに反映するものとする。</p> <p>コ (略)</p> <p>5 指定避難所、避難路等の住民への周知</p> <p>市町村は、避難路・指定避難所等について平時から以下の方法で周知・徹底を図る。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</p> <p>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</p> <p>指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</p> <p>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行う</p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等） (略)</p> <p>1 学校等の避難計画 学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）</p> <p>2 社会福祉施設等における避難計画（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<u>児童家庭課</u>・障がい福祉課・保護・援護課・関係各課、施設の管理者等） 社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。 また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他県との連携に努めることとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9節 交通・輸送体制の整備 (略)</p> <p>第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続 1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出に関する周知等について 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受け</p>	<p>ためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等） (略)</p> <p>1 学校等の避難計画 学校等においては、多数の生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、それぞれの地域の特性を考慮した上で、次の事項等に留意して学校等の実態に即した適切な避難対策を図る。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）</p> <p>2 社会福祉施設等における避難計画（介護保険課・福祉総務課・子育て支援課・<u>こども福祉課</u>・障がい福祉課・保護・援護課・関係各課、施設の管理者等） 社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮するとともに、避難対象者の活動能力等についても十分配慮し、次の事項等に留意して施設等の実態に即した適切な避難対策を図る。 また、避難対象者の活動能力により、被災地周辺の施設だけでは避難所が足りないことも想定されることから、大規模災害に伴う施設の転所等について、関係団体等と協議しながら県内施設間の協力体制を整備するとともに、県域を越える広域避難が必要な場合も想定し、他県との連携に努めることとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。）</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第9節 交通・輸送体制の整備 (略)</p> <p>第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認等に関する手続 1～3 (略)</p> <p>4 緊急通行車両等の事前届出に関する周知等について 福岡県知事又は福岡県公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受け</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関）</p> <p>県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について<u>予め</u>定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 円滑な輸送のための環境整備（関係各課、市町村）</p> <p>緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p><u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>緊急輸送道路の啓開体制の整備（県土整備企画課、道路維持課、関係出先事務所）</u></p> <p>道路管理者は、<u>発災後の緊急輸送道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。</u>また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保等の対策を講じ、建設業者等との間で協定等を締結に努める等、体制を整備しておくものとする。</p>	<p>ることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</p> <p><u>資料編 交通施設－緊急交通路一覧表 参照</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 緊急輸送体制の整備</p> <p>1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関）</p> <p>県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。</p> <p>市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について<u>あらかじめ</u>定めるよう努めるものとする。</p> <p>2 円滑な輸送のための環境整備（関係各課、市町村）</p> <p>緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。</p> <p><u>新物資システム（B-PLo）</u>を活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</p> <p>物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>道路啓開体制の整備（道路維持課、関係機関）</u></p> <p>道路管理者は、<u>自然災害発生後の道路の障害物の除去による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。</u>また、道路管理者は、道路啓開、<u>応急復旧等</u>に必要な人員、資機材の確保について、<u>民間団体等との協定の締結を推進する。</u></p> <p>また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>5 港湾等の啓開体制の整備（県土整備企画課、港湾課、水産振興課、関係出先事務所） （略）</p> <p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>北九州市及び福岡市等には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺市町村から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、北九州市、福岡市及びその周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、両市及び周辺市町村等において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。</p> <p>県及び市町村は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（総務部・企画・地域振興部・県土整備部・関係部局）、市町村、事業所、県民等</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各課、市町村）</p> <p>（1）災害時の情報収集伝達体制の構築 （略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>（2）帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村）</p> <p>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られ</p>	<p>の整備に努めるものとする。</p> <p>さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p>5 <u>災害における交通マネジメント</u></p> <p><u>（1）九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。</u></p> <p><u>（2）県は、自ら必要と認めるとき又は市町村の要請があったときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請し、災害時の交通マネジメントに努める。</u></p> <p>6 港湾等の啓開体制の整備（県土整備企画課、港湾課、水産振興課、関係出先事務所） （略）</p> <p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備</p> <p>北九州市及び福岡市等には、多くの企業や学校などの人々が集まる施設が集積しており、日々、周辺市町村から多くの人々が通勤、通学、買物等で流入している。そのため、北九州市、福岡市及びその周辺等で大規模災害が発生した場合、公共交通機関の運行停止等により、両市及び周辺市町村等において帰宅が困難になるような人々が多数発生することが想定される。</p> <p>県及び市町村は、大規模災害発生時における帰宅困難者対策を検討し、関係機関等と連携して各種施策の推進を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県（総務部・市町村・地域振興部・県土整備部・関係部局）、市町村、事業所、県民等</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 （略）</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各課、市町村）</p> <p>（1）災害時の情報収集伝達体制の構築 （略）</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>（2）帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村）</p> <p>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。</p>	<p>記載箇所の変更</p> <p>組織再編のため</p> <p>メールまもるくんの廃止のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>るよう、普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする 家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。 電話や電子メール・携帯メールのほか、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」や災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 事業所、県民等の役割 帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。 このため、帰宅困難者に関連する事業所、県民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。 事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。 帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平常時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第11節 保健医療福祉活動の調整 大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置する。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部、福祉労働部）</p> <p>第1 保健医療福祉活動調整体制（保健医療介護部各課（室）、保健福祉（環境）事務所、福祉労働部福祉総務課） 県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、D</p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>3 災害発生時に自宅外にいる者の心得の普及 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) まず安否確認をする 家族等の安否が確認できなければ、一時滞在施設に落ち着いて滞在することができず、無謀な帰宅行動をとってしまうこともある。 電話や電子メール・携帯メールのほか、災害用伝言ダイヤル171等の安否確認サービスを活用し、家族や職場と連絡を取り、冷静に行動できるよう気持ちを落ち着かせる。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第4 事業所、県民等の役割 帰宅困難者対策は、幅広い分野にわたるとともに、行政を越える対応も必要となる。 このため、帰宅困難者に関連する事業所、県民等全ての関係者がそれぞれの役割を十分に果たし、分担・連携して対策を行う必要がある。 事業所は、発災時にはその責任において、交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等を施設内に留め置くことを基本に扱いを検討し、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するものとする。帰宅する者に対しては、安全確保に留意し、適切な措置を行うこととする。また、徒歩帰宅者支援ステーションの設置協定の締結、一時滞在施設の提供等に対し、共助の考え方のもと、社会的責任として、可能な限り協力することとする。その際は、要配慮者（高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等）に優先して場所を提供する。 帰宅困難者になる可能性がある通勤・通学者等は、平時からの備えに努め、発災時には冷静に行動することとする。</p> <p>第5 (略)</p> <p>第11節 保健医療福祉活動の調整 大規模災害が発生した場合には、県の災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療福祉活動（以下「保健医療福祉活動」という。）の総合調整を行うための本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）を設置する。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部、福祉こども政策部）</p> <p>第1 保健医療福祉活動調整体制（保健医療介護部各課（室）、保健福祉（環境）事務所、福祉こども政策部福祉総務課） 県は、県内で大規模災害が発生した場合には、速やかに、保健所、保健医療福祉活動チーム（DMAT、JMAT、日本赤十字社救護</p>	<p>メールまもるくんの廃止のため</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正、組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>P A T等の医療救護班、<u>保健師班、栄養士班</u>その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。）その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部を設置する。</p> <p>1 福岡県保健医療福祉調整本部 (1) 本部の構成 保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、<u>福祉労働部</u>福祉総務課、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) 本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ<u>毎</u>に保健医療介護部各課（室）が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。</p> <p>第2 災害時健康危機管理支援チーム（保健医療介護総務課・保健福祉（環境）事務所） (1) (略) (2) 派遣調整 保健医療福祉調整本部は、保健医療活動の総合調整を<u>円滑に行うため</u>、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の派遣調整を行う。</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 (略) 第1 (略) 第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関） 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及び救急病院等</p>	<p>班、D P A T等の医療救護班、<u>保健師等チーム</u>その他の災害対策に係る保健医療福祉活動を行うチーム（県外から派遣されたチームを含む。）をいう。）その他の保健医療福祉活動に係る関係機関との情報連携等を行うため、保健医療福祉調整本部（<u>災害時保健医療福祉活動支援システム（D 2 4 H）等のシステムの活用体制を含む</u>）を設置する。</p> <p><u>県は、平時から保健医療福祉活動チームと合同での訓練や研修、会議の開催等により、災害時の保健医療福祉活動に係る関係者間の連携体制の構築や共通認識の醸成に努めるものとする。</u></p> <p>1 福岡県保健医療福祉調整本部 (1) 本部の構成 保健医療福祉調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、<u>福祉こども政策部</u>福祉総務課、災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療福祉調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) 本部会議の開催 災害の超急性期から慢性期までのフェーズ<u>ごと</u>に保健医療介護部各課（室）が中心となって行う医療救護活動、健康管理支援及び精神保健医療等に関する情報連携等を図るため、本部長は必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、本部会議を開催する。</p> <p>第2 災害時健康危機管理支援チーム（保健医療介護総務課・保健福祉（環境）事務所） (1) (略) (2) 派遣調整 保健医療福祉調整本部は、保健医療福祉活動の総合調整の<u>円滑な実施や被災者の健康管理を応援するため</u>、必要に応じて災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）<u>や保健師等チーム</u>の派遣調整を行う。</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 (略) 第1 (略) 第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関） 1 情報収集・連絡体制の整備 (1) (略) (2) 広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、災害拠点精神科病院及び救急病院等</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>等は、平常時から情報入力を実行する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 災害拠点病院等の整備（略）</p> <p>(1) 災害拠点病院（略）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 施設整備</p> <p>災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>(エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食料の備蓄</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 医療機関の災害対策</p> <p>医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。</p> <p>また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。</p> <p>7（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 広域的医療救護活動の調整</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 DWA T運用体制の整備（福祉総務課）</p> <p>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備・充実を図るものとする。</p> <p>第5（略）</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備</p> <p>要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</p> <p>当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協</p>	<p>は、平時から情報入力を実行する。</p> <p>ア～エ（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 災害拠点病院等の整備（略）</p> <p>(1) 災害拠点病院（略）</p> <p>ア～イ（略）</p> <p>ウ 施設整備</p> <p>災害拠点病院については、次のとおり施設等の整備及び機能強化を図る。</p> <p>(ア)～(ウ)（略）</p> <p>(エ) 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、燃料、医薬品・医療用材料、食料の備蓄</p> <p>(2)～(4)（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6 医療機関の災害対策</p> <p>医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。</p> <p>また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講ずるものとする。</p> <p>7（略）</p> <p>第3（略）</p> <p>第4 広域的医療救護活動の調整</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 <u>災害薬事コーディネーター運用体制の整備（薬務課）</u></p> <p><u>県は、災害時の薬事・衛生提供体制の整備のため、災害薬事コーディネーターの整備・充実を図るものとする。</u></p> <p>5 DWA T運用体制の整備（福祉総務課）</p> <p>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備・充実を図るものとする。</p> <p>第5（略）</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備</p> <p>要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</p> <p>当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平時から避難行動要支援者と接している社会福祉協</p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者</p> <p>第1（略） 1～2（略） 3 個別避難計画の作成・利用・提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(1)～(6)（略） (7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者</p>	<p>議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉子ども政策部・市町村・地域振興部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者</p> <p>第1（略） 1～2（略） 3 個別避難計画の作成・利用・提供</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。この場合、地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>市町村（県）は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。</p> <p>県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会や訓練の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</p> <p>(1)～(6)（略） (7) 個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・福祉労働部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、要配慮者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。</p> <p>第3 幼稚園・学校等対策（子育て支援課・私学振興課・義務教育課、特別支援教育課、市町村） 県及び市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・福祉労働部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） 国際化の進展に伴い、本県に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報や被災外国人の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メ</p>	<p>び燃料を確保するよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・福祉子ども政策部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、要配慮者等自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、病院等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。</p> <p>第3 幼稚園・学校等対策（子育て支援課・私学振興課・義務教育課、特別支援教育課、市町村） 県及び市町村は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難のため、幼稚園・保育所・認定こども園等の管理責任者を指導・支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制、施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 要配慮者等を考慮した防災基盤の整備（保健医療介護部・福祉子ども政策部・総務部・県土整備部・建築都市部、市町村） 県及び市町村は、要配慮者等自身の災害対応能力及び在宅の要配慮者等の分布等を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） 国際化の進展に伴い、本県に居住あるいは来訪する外国人の数は増加しており、その国籍も多様化している。被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、言葉や文化の違いを考慮した、外国人に対する防災知識の普及や災害時の情報提供等が必要である。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報や被災外国人の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を行う。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>メールまもるくんの廃</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>ール・まもるくん</u>による英語等での伝達手段の整備を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施（総務部・<u>福祉労働部</u>、市町村） (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、<u>平常時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・<u>人づくり・県民生活部</u>・<u>福祉労働部</u>・その他関係部局）、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備 1 福岡県社会福祉協議会の役割 社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時は</p>	<p>(3)～(4) (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第9 要配慮者等への防災教育・訓練等の実施（総務部・<u>福祉子ども政策部</u>、市町村） (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備・<u>連携体制の強化</u> 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、<u>平時</u>から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。</p> <p>また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。</p> <p>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターの運営を支援する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への国民の参加を促進するため必要な措置（高速道路の無料化等）を講ずるものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・<u>市町村</u>・<u>地域振興部</u>・<u>福祉子ども政策部</u>・その他関係部局）、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備 1 福岡県社会福祉協議会の役割 社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時は</p>	<p>止のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>災害の発生時のボランティアの受入れは、市町村社会福祉協議会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。</p> <p>福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割</p> <p>県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時におけるボランティアに関する情報について、コラボレーション福岡ホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害</p>	<p>ボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。</p> <p>災害の発生時のボランティアの受入れは、市町村社会福祉協議会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。</p> <p>福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・地域振興課共助社会づくり推進室・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割</p> <p>県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、災害中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についての整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>県は、災害時におけるボランティアに関する情報について、コラボレーション福岡ホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割</p> <p>市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平時には、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制）を定めるとともに、必要に応じ、市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、<u>がれき</u>、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、<u>平常時</u>から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第15節 災害備蓄物資等の整備・供給</p> <p>第1 共通方針</p> <p>1 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる<u>食料、飲料水、生活必需品、毛布、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の</u>物資についてあらかじめ<u>備蓄</u>・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。</p>	<p>ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p> <p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 災害が発生したらボランティアが直ぐに活動できるように、被災者、地域住民、行政機関と災害ボランティアを的確に結びつける調整及びボランティア本部の運営役として、<u>平時</u>から災害ボランティアリーダー・コーディネーターの養成を行う。</p> <p>1～7 (略)</p> <p>第15節 災害備蓄物資等の整備・供給</p> <p>第1 共通方針</p> <p>1 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる物資についてあらかじめ<u>備蓄するとともに、災害時における</u>供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。</p> <p><u>市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレトーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。</u></p> <p><u>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、県内で想定される最大の避難者数（在宅の避難者、車中泊の避難者を含める。）をもとに算定した備蓄量（最低3日間、推奨1週間）と市町村により備蓄される量とを勘案し不足が懸念さ</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正 アセスメント調査(R7.9)を踏まえた施策</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 県及び市町村は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。</p> <p>3 <u>備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、</u>物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。<u>備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 給水体制の整備（<u>水資源対策課水道整備室</u>、市町村、水道事業者）</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市町村及び水道事業者は、<u>平常時</u>から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要</p>	<p><u>れる物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資（トイレカーや水循環型シャワー及び手洗い設備など、良好な生活環境を確保するための避難所運営資機材を含む）を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする</u></p> <p>2 県及び市町村は、<u>新物資システム（B-P L o）</u>を活用し、<u>施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握し、</u>あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。</p> <p>3 物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。<u>物資拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。</u></p> <p>また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くように配慮するよう努めるものとする。</p> <p>特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、<u>新物資システム（B-P L o）</u>を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</p> <p>また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。</p> <p>4～8 （略）</p> <p>第2 給水体制の整備（<u>上下水道課上水道整備室</u>、市町村、水道事業者）</p> <p>1 趣旨</p> <p>災害時は、停電等による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、市町村及び水道事業者は、<u>平時</u>から被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要</p>	<p>記載の適正化 防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>要がある。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 貯水槽等の整備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県（<u>水資源対策課水道整備室</u>）（略）</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 災害時への備えに関する啓発・広報</p> <p>市町村及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、<u>平常時</u>から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。</p> <p>第3 食料供給体制の整備（関係各課、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）</p> <p>1 趣旨</p> <p>県、市町村及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、<u>平常時</u>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 食料の備蓄</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 県民・事業所の備蓄推進</p> <p>県民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>4 災害時民間協力体制の整備</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) LPガス業者等との協力体制の整備</p> <p>ア 指定避難所等へのLPガスの供給体制の構築（<u>工業保安課</u>、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の食料の自主的確保を指導する。</p>	<p>がある。</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 貯水槽等の整備</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 県（<u>上下水道課上水道整備室</u>）（略）</p> <p>5～6 （略）</p> <p>7 災害時への備えに関する啓発・広報</p> <p>市町村及び水道事業者は、災害に備えた対策や災害時の対策の諸活動について、一般家庭や事業所に対して、周知・広報しておくとともに、<u>平時</u>から<u>最低3日分（推奨1週間分）</u>（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保のための啓発や情報の提供を行う。</p> <p>第3 食料供給体制の整備（関係各課、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）</p> <p>1 趣旨</p> <p>県、市町村及び関係機関は、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制を整備する。この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、<u>平時</u>からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 食料の備蓄</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) 県民・事業所の備蓄推進</p> <p>県民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、<u>最低3日分（推奨1週間分）</u>相当の食料の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出すことがないように努める。</p> <p>4 災害時民間協力体制の整備</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) LPガス業者等との協力体制の整備</p> <p>ア 指定避難所等へのLPガスの供給体制の構築（<u>消防保安課</u>、市町村、（一社）福岡県LPガス協会）（略）</p> <p>イ （略）</p> <p>5 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村）</p> <p>(1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（<u>住民は推奨1週間分</u>）の食料の自主的確保を指導する。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正、福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>組織再編のため</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(2) (略)</p> <p>第4 生活必需品等供給体制の整備（福祉総務課・商工政策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 趣旨 災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。 そのため、県及び市町村は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 生活物資の備蓄 (1)～(2) (略) (3) 県民・事業所の備蓄推進 県民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村） (1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分の生活物資の自主的確保を指導する。 (2) (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 資機材供給体制の整備（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>1 趣旨 災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、県及び市町村は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節 住宅の確保体制の整備 (略)</p> <p>第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備（住宅計画課、県営住宅課、市町村） 県及び市町村は、公営住宅の空き状況を把握し、震災時における</p>	<p>(2) (略)</p> <p>第4 生活必需品等供給体制の整備（福祉総務課・商工政策課・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 趣旨 災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日常用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与又は貸与する必要がある。 そのため、県及び市町村は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2 生活物資の備蓄 (1)～(2) (略) (3) 県民・事業所の備蓄推進 県民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、最低3日分（推奨1週間分）相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の生活必需品などを企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 自主的な備蓄意識、相互協力意識の向上（防災危機管理局、市町村） (1) 県及び市町村は、住民及び事業所等に対し、最低3日分（住民は推奨1週間分）の生活物資の自主的確保を指導する。 (2) (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第7 資機材供給体制の整備（防災危機管理局・関係各課、市町村）</p> <p>1 趣旨 災害時には、ライフラインの被害等により、指定緊急避難場所、指定避難所や現地対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他資機材が必要となるため、県及び市町村は、迅速な供給ができるよう、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、備蓄基本計画に基づき平時からの備蓄及び防災関係機関や業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備しておく。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第8 (略)</p> <p>第16節住宅の確保体制の整備 (略)</p> <p>第1 応急仮設住宅としての既存住宅の供給体制の整備（住宅計画課、県営住宅課、市町村） 県及び市町村は、公的賃貸住宅の空き状況を把握し、震災時にお</p>	<p>字句の修正</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>福岡県備蓄基本計画との整合</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p>

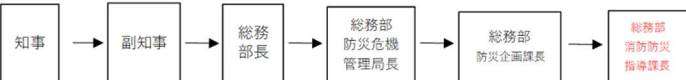
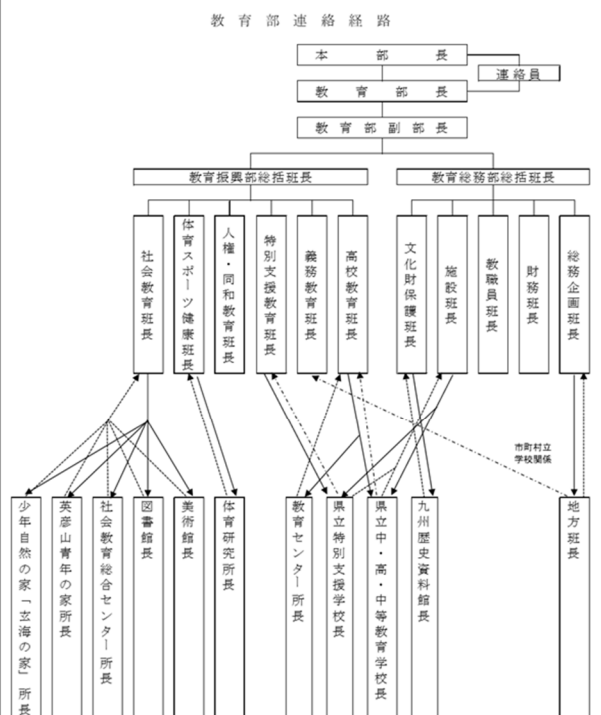

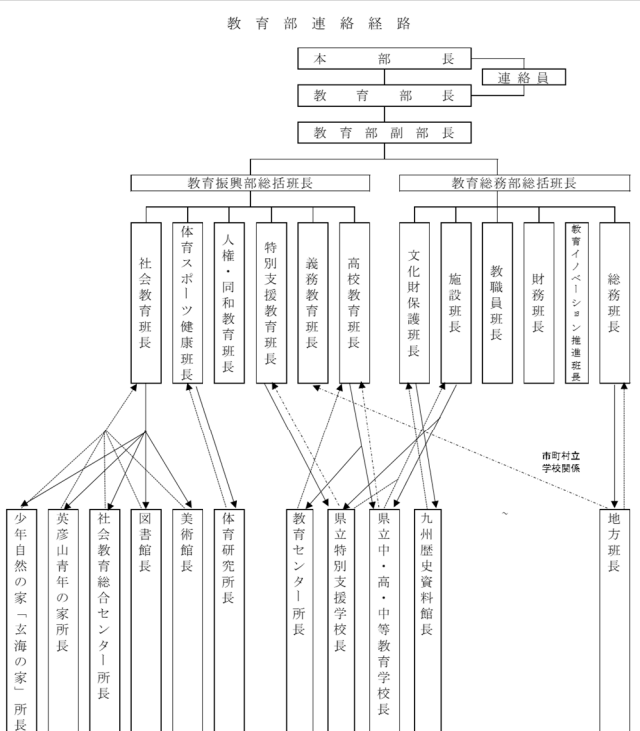
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>被災者への迅速な提供に努めるものとする。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>応急仮設住宅（賃貸型）の迅速な提供のために、不動産関係団体や市町村と連携強化を図るものとする。</p> <p>第17節（略）</p> <p>第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1～第3（略）</p> <p>第4 災害廃棄物処理計画の整備</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うものとする。</p> <p>第19節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防</p> <p>令和6年能登半島地震では、限られた主要道路の崩壊による寸断や港湾施設の損壊等により、多くの集落が孤立する、半島のリスクが明らかとなった。</p> <p>本県においても、災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区および集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。</p> <p>孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講じるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関</p> <p>1～4（略）</p> <p>第20節（略）</p> <p>第21節 農業水産業の災害予防</p> <p>県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」という。）は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（農林水産部）、市町村、土地改良区</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第22節～第23節（略）</p>	<p>ける被災者への迅速な提供に努めるものとする。そのため、関係機関と協議を行い、公的賃貸住宅の受入れに係る課題の共有・連携強化を実施するものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、民間賃貸住宅の借り上げ等の円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。</p> <p>応急仮設住宅（賃貸型）の迅速な提供のために、不動産関係団体や市町村と連携強化を図るものとする。</p> <p>第17節（略）</p> <p>第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1～第3（略）</p> <p>第4 災害廃棄物処理計画の整備</p> <p>市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>県は、福岡県災害廃棄物処理計画等に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うものとする。</p> <p>第19節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防</p> <p>令和6年能登半島地震では、限られた主要道路の崩壊による寸断や港湾施設の損壊等により、多くの集落が孤立する、半島のリスクが明らかとなった。</p> <p>本県においても、災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区および集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。</p> <p>孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関</p> <p>1～4（略）</p> <p>第20節（略）</p> <p>第21節 農業水産業の災害予防</p> <p>県、市町村及び防災関係機関（以下「県等」という。）は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講ずるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（農林水産部）、市町村、土地改良区</p> <p>第1～第4（略）</p> <p>第22節～第23節（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>



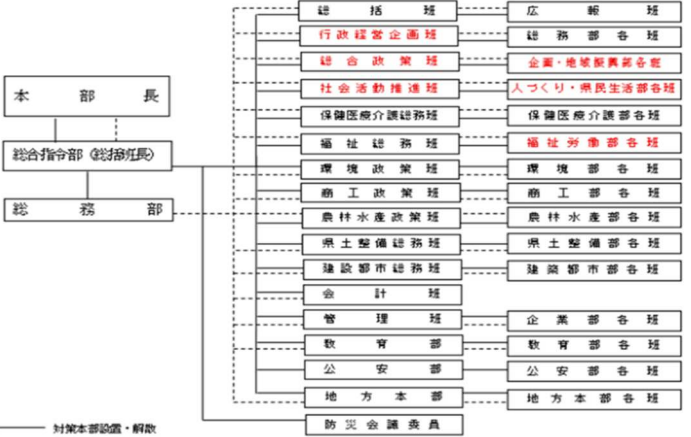
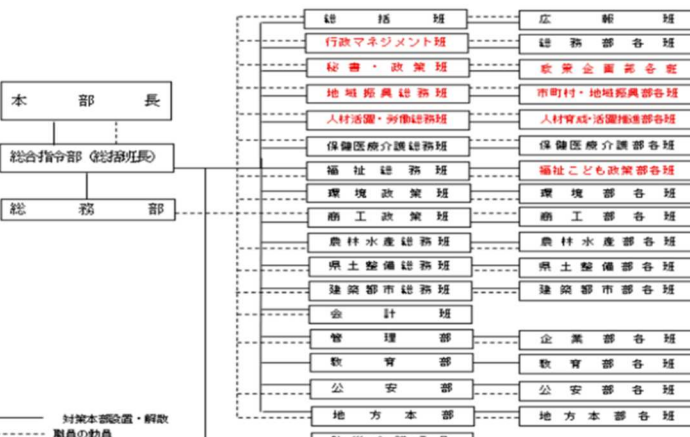
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県、市町村、警察、関係機関</p> <p>第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所）</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。</p> <p>災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 災害警戒準備室</p> <p>気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が上記災害警戒本部等を設置するに至らないときは、防災危機管理局内に災害警戒準備室を設置する。</p> <p>5 意思決定権者代理順位</p> <p>県災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要</p>	<p>県、市町村、警察、関係機関</p> <p>第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所）</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。</p> <p>災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、必要に応じ、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 災害警戒準備室</p> <p>気象台から大雨・洪水及び高潮の注意報が発表されるなど、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が上記災害警戒本部等を設置するに至らないときは、防災危機管理局内に災害警戒準備室を設置する。</p> <p>5 意思決定権者代理順位</p> <p>県災害対策本部の設置、自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>6 (略) 第2 (略) 第3 県教育庁の配備動員体制（総務企画課）</p> <p>県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる。（下記「教育部連絡経路」参照）。</p>  <p>注1) → 連絡、----- 施設関係被害報告・一般報告、- - - 人的被害報告・一般報告 注2) 施設班長は、市町村立学校の施設被害について、市町村教育委員会から直接報告を受けるものとする。 注3) 青少年科学館、スポーツ科学情報センター等、指定管理者による管理運営が行われている施設については、各施設所管課において、必要に応じて連絡や被害関係の把握等を行うこと。</p>	<p>とする場合においては、下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。この場合において、代理で意思決定を行った者は可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>6 (略) 第2 (略) 第3 県教育庁の配備動員体制（総務課）</p> <p>県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる。（下記「教育部連絡経路」参照）。</p>  <p>注1) → 連絡、----- 施設関係被害報告・一般報告、- - - 人的被害報告・一般報告 注2) 施設班長は、市町村立学校の施設被害について、市町村教育委員会から直接報告を受けるものとする。 注3) 青少年科学館、スポーツ科学情報センター等、指定管理者による管理運営が行われている施設については、各施設所管課において、必要に応じて連絡や被害関係の把握等を行うこと。</p>	<p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4 市町村の配備動員体制</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市町村防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。</p> <p>また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>図1 災害対策本部組織図</p>  <p>備考 副部長が2人以上ある部において、事故などで部長が欠けるときは、あらかじめ部長が任命するものが部長の職務を代理する。</p>	<p>第4 市町村の配備動員体制</p> <p>市町村は、災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合には、市町村防災計画の定めるところにより、災害対策本部、災害警戒本部等を設置し、必要な職員を速やかに動員配備するとともに、県との密接な連絡・協力体制を確立するものとする。</p> <p>また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障がいのある人等の要配慮者の避難支援の実施等に努めるものとする。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>図1 災害対策本部組織図</p>  <p>備考 副部長が2人以上ある部において、事故などで部長が欠けるときは、あらかじめ部長が任命するものが部長の職務を代理する。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>
<p>図2 災害対策本部動員伝達系統図</p>  <p>—— 対策本部設置・解散 - - - - 職員動員</p>	<p>図2 災害対策本部動員伝達系統図</p>  <p>—— 対策本部設置・解散 - - - - 職員動員</p>	<p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>図3 福岡県災害対策本部組織機構図</p>	<p>図3 福岡県災害対策本部組織機構図</p>	<p>組織再編のため</p>
<p>図4 (略)</p>	<p>図4 (略)</p>	
<p>図5 福岡県災害警戒本部組織機構図</p> <p>※(注) 1 各班の班長は、各課長とする。 2 警戒本部発令時、県水防計画に基づく福岡県水防(準備)本部が発令される場合、両本部は、警戒本部河川班、道路維持班及び砂防班を通じて密接に連携することとする。なお、水防(準備)本部が発令される場合は、警戒本部河川班、道路維持班及び砂防班の職員は、水防(準備)本部との兼務職員として配置する。</p>	<p>図5 福岡県災害警戒本部組織機構図</p> <p>※(注) 1 各班の班長は、各課長とする。 2 警戒本部発令時、県水防計画に基づく福岡県水防(準備)本部が発令される場合、両本部は、警戒本部河川班、道路維持班及び砂防班を通じて密接に連携することとする。なお、水防(準備)本部が発令される場合は、警戒本部河川班、道路維持班及び砂防班の職員は、水防(準備)本部との兼務職員として配置する。</p>	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 派遣要請要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請 県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。 この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>3～7 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (主な実施機関) 県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、警察(警備課)、防災関係機関</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 市町村 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県への応援又は応援幹旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の幹旋を要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。</p>	<p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 派遣要請要領</p> <p>1 (略)</p> <p>2 意思決定権者不在時又は連絡不可能な場合の派遣要請 県は、意思決定権者が不在又は連絡不可能な場合に突発的災害が発生し、人命の救助、財産の保護等のため、特に緊急に自衛隊の派遣を必要とするときは下記の順位により、所定の決定権者に代わって意思決定を行うものとする。 この場合において、代理で意思決定を行った者は、事後、可及的速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得るものとする。</p>  <p>3～7 (略)</p> <p>第4～第6 (略)</p> <p>第4節 応援要請</p> <p>大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 (主な実施機関) 県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、警察(警備課)、防災関係機関</p> <p>第1 応援要請</p> <p>1 市町村 (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 県への応援又は応援幹旋の要請及び関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関への応援要請 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、知事に対し応援、災害応急対策の実施又は応援の幹旋を要請するものとする。また、必要に応じて、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し応援又は応急対策の実施を要請するものとする。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																																																	
<p>この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事は、応援又は災害応急対策を実施しない正当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 国の現地対策本部の受入 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機 (情報政策課)</p>	<p>市町村は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、都道府県からの要請を待たずとも認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。</p> <p>この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を求められた知事及び指定行政機関又は関係指定地方行政機関は、応援又は災害応急対策を実施しない正当な理由がある場合を除き、応援又は災害応急対策を実施する。また、知事は、国、他の都道府県、他の市町村、関係機関等に応援を要請し、又は指示するものとする。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 国の現地対策本部の受入 (略)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 現地対策本部の活動に必要な最低限の端末機 (デジタル戦略推進課)</p>	<p>組織再編のため</p>																																																																																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>県の担当課</th> <th>予想される応援要請事項</th> <th>県からの要請・連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">防災危機管理局</td> <td>自衛隊派遣・各種支援要請</td> <td>陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部</td> </tr> <tr> <td>隣接市町での指定避難所の開設</td> <td>隣接市町村</td> </tr> <tr> <td>鉄道輸送の要請</td> <td>九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社</td> </tr> <tr> <td>海上・陸上輸送の要請</td> <td>九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>航空輸送の要請</td> <td>空港管理者等</td> </tr> <tr> <td>陸上自動車輸送のあつせん</td> <td>福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）</td> </tr> <tr> <td>物資のあつせん</td> <td>関係団体、九州経済産業局</td> </tr> <tr> <td>物資のあつせん（福祉関係機器）</td> <td>関係団体</td> </tr> <tr> <td>日用品(資材)・飲料水の調達</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td>リース機材の調達</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td>通信機材等の調達</td> <td>九州総合通信局、通信事業者</td> </tr> <tr> <td>通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）</td> <td>九州地方整備局</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td>日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社</td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td>日本放送協会（福岡放送局）</td> </tr> <tr> <td>消防・救急応援</td> <td>消防庁</td> </tr> <tr> <td>ヘリ・船艇の出動</td> <td>消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td> <td>九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社</td> </tr> <tr> <td>水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>徒歩帰宅者支援</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">企画・地域振興部</td> </tr> <tr> <td>交通政策課</td> <td>海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）</td> <td>災害対策本部（総括班）と協働</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）</td> <td>災害対策本部（総括班）と協働</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">人づくり・県民生活部</td> </tr> <tr> <td>生活安全課</td> <td>応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保</td> <td>福岡県生活協同組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先	防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	航空輸送の要請	空港管理者等	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者	リース機材の調達	協定業者	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）	消防・救急応援	消防庁	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊	徒歩帰宅者支援	協定業者	企画・地域振興部			交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働		鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働	人づくり・県民生活部			生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	<table border="1"> <thead> <tr> <th>県の担当課</th> <th>予想される応援要請事項</th> <th>県からの要請・連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="20">防災危機管理局</td> <td>自衛隊派遣・各種支援要請</td> <td>陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部</td> </tr> <tr> <td>隣接市町での指定避難所の開設</td> <td>隣接市町村</td> </tr> <tr> <td>鉄道輸送の要請</td> <td>九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社</td> </tr> <tr> <td>海上・陸上輸送の要請</td> <td>九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社</td> </tr> <tr> <td>航空輸送の要請</td> <td>空港管理者等</td> </tr> <tr> <td>陸上自動車輸送のあつせん</td> <td>福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）</td> </tr> <tr> <td>物資のあつせん</td> <td>関係団体、九州経済産業局</td> </tr> <tr> <td>物資のあつせん（福祉関係機器）</td> <td>関係団体</td> </tr> <tr> <td>日用品(資材)・飲料水の調達</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td>リース機材の調達</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td>通信機材等の調達</td> <td>九州総合通信局、通信事業者</td> </tr> <tr> <td>通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）</td> <td>九州地方整備局</td> </tr> <tr> <td>放送要請</td> <td>日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社</td> </tr> <tr> <td>緊急警報放送要請</td> <td>日本放送協会（福岡放送局）</td> </tr> <tr> <td>消防・救急応援</td> <td>消防庁</td> </tr> <tr> <td>ヘリ・船艇の出動</td> <td>消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td> <td>九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社</td> </tr> <tr> <td>水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣</td> <td>自衛隊</td> </tr> <tr> <td>徒歩帰宅者支援</td> <td>協定業者</td> </tr> <tr> <td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td> <td>福岡県L Pガス協会</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align:center;">市町村・地域振興部</td> </tr> <tr> <td>交通政策課</td> <td>海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）</td> <td>災害対策本部（総括班）と協働</td> </tr> <tr> <td></td> <td>鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）</td> <td>災害対策本部（総括班）と協働</td> </tr> <tr> <td>生活安全課</td> <td>応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保</td> <td>福岡県生活協同組合連合会</td> </tr> </tbody> </table>	県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先	防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	航空輸送の要請	空港管理者等	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者	リース機材の調達	協定業者	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）	消防・救急応援	消防庁	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊	徒歩帰宅者支援	協定業者	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	福岡県L Pガス協会	市町村・地域振興部			交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働		鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働	生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	<p>組織再編のため</p>
県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先																																																																																																																	
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部																																																																																																																	
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村																																																																																																																	
	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社																																																																																																																	
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社																																																																																																																	
	航空輸送の要請	空港管理者等																																																																																																																	
	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）																																																																																																																	
	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局																																																																																																																	
	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体																																																																																																																	
	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者																																																																																																																	
	リース機材の調達	協定業者																																																																																																																	
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者																																																																																																																	
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局																																																																																																																	
	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社																																																																																																																	
	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）																																																																																																																	
	消防・救急応援	消防庁																																																																																																																	
	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察																																																																																																																	
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社																																																																																																																	
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊																																																																																																																	
	徒歩帰宅者支援	協定業者																																																																																																																	
	企画・地域振興部																																																																																																																		
交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働																																																																																																																	
	鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働																																																																																																																	
人づくり・県民生活部																																																																																																																			
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会																																																																																																																	
県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先																																																																																																																	
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方総監部																																																																																																																	
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村																																																																																																																	
	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社																																																																																																																	
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社																																																																																																																	
	航空輸送の要請	空港管理者等																																																																																																																	
	陸上自動車輸送のあつせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）																																																																																																																	
	物資のあつせん	関係団体、九州経済産業局																																																																																																																	
	物資のあつせん（福祉関係機器）	関係団体																																																																																																																	
	日用品(資材)・飲料水の調達	協定業者																																																																																																																	
	リース機材の調達	協定業者																																																																																																																	
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者																																																																																																																	
	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局																																																																																																																	
	放送要請	日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS FM、ラプエフエム国際放送株式会社																																																																																																																	
	緊急警報放送要請	日本放送協会（福岡放送局）																																																																																																																	
	消防・救急応援	消防庁																																																																																																																	
	ヘリ・船艇の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警察																																																																																																																	
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社																																																																																																																	
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊																																																																																																																	
	徒歩帰宅者支援	協定業者																																																																																																																	
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	福岡県L Pガス協会																																																																																																																	
市町村・地域振興部																																																																																																																			
交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働																																																																																																																	
	鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働																																																																																																																	
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会																																																																																																																	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧			新			改正理由
保健医療介護部			保健医療介護部			
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者	県内市町村	保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療保健関係者	県内市町村	組織再編のため
健康増進課 こころの健康づくり推進室	の派遣	近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	健康増進課 こころの健康づくり推進室	の派遣	近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	
医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 業務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAT含む）	医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 業務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAT含む）	
医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働	医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働	
業務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、福岡県薬剤師会	業務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、福岡県薬剤師会	
業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	
がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	
生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドライ・A・B等の確保・あっせん、遺体の搬送）	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドライ・A・B等の確保・あっせん、遺体の搬送）	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等	生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等	
福祉労働部			福祉こども政策部			
福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	
環境部			環境部			
廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	
	ごみ処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省		ごみ処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	
	し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省		し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	
商工部			商工部			
商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	
工業保安課	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	福岡県LPガス協会	工業保安課	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	福岡県LPガス協会	
農林水産部			農林水産部			
団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体（協定関係）	団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体（協定関係）	
水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長	水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長	
畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村	畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済組合、市町村	
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	
県土整備部			県土整備部			
道路維持課	緊急輸送路の確保	他都道府県等	道路維持課	道路啓開	国土交通省、政令指定都市等	
建築都市部			建築都市部			
水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等	建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体	
	給水車の派遣	隣接市町村等	開発・盛土指導課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村	
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	隣接市町村等	県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	
	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会	県営住宅課	公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県	
公安部（警察本部）			公安部（警察本部）			
警備課	緊急交通路の確保等に関する交通誘導	福岡県警備業協会	警備課	緊急交通路の確保等に関する交通誘導	福岡県警備業協会	
	避難場所・その他被災地における警戒活動警備	福岡県警備業協会		避難場所・その他被災地における警戒活動警備	福岡県警備業協会	
	その他必要があると認める警備	福岡県警備業協会		その他必要があると認める警備	福岡県警備業協会	

第2 (略)
 第5節 災害救助法の適用
 (略)
 第1～第2 (略)

第2 (略)
 第5節 災害救助法の適用
 (略)
 第1～第2 (略)

組織再編のため
 組織再編のため
 記載の適正化
 組織再編のため

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3 救助の実施</p> <p>1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 なお、本節第1の3による救助の種類は、(1)である。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 被災した住宅の応急処理</u> <u>(7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>(8) 学用品の給与</u> <u>(9) 埋葬</u> <u>(10) 遺体の捜索及び処理</u> <u>(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>(12) 応急仮設住宅の供与</u></p> <p>2 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。また、その他の救助実施については、市町村長は都道府県知事が行う救助を補助する。 市町村長が行なうこととする事務は次のとおりとする。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 被災した住宅の応急処理</u> <u>(7) 学用品の給与</u> <u>(8) 埋葬</u> <u>(9) 遺体の捜索及び処理</u> <u>(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>(11) 応急仮設住宅（賃貸型仮設住宅）の供与</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 要員の確保</p> <p>災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇入れは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策実施機関のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、災害対策実施機関の要請により労働者については公共職業安定所があつせんし、技術者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。 〈主な実施機関〉 国（福岡労働局）、県（総務部・人づくり・県民生活部・保健医療介護部・福祉労働部）、市町村</p> <p>第1 労働者等確保の種別、方法（人事課・防災危機管理局・社会活動推進課・労働政策課、福岡労働局職業安定部職業安定課、市町村、関係機関）</p>	<p>第3 救助の実施</p> <p>1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 なお、本節第1の3による救助の種類は、(1)である。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉サービスの提供</u> <u>(7) 被災した住宅の応急修理</u> <u>(8) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与</u> <u>(9) 学用品の給与</u> <u>(10) 埋葬</u> <u>(11) 遺体の捜索及び処理</u> <u>(12) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>(13) 応急仮設住宅の供与</u></p> <p>2 知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととする。また、その他の救助実施については、市町村長は都道府県知事が行う救助を補助する。 市町村長が行なうこととする事務は次のとおりとする。 (1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 福祉サービスの提供（災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を除く。）</u> <u>(7) 被災した住宅の応急修理</u> <u>(8) 学用品の給与</u> <u>(9) 埋葬</u> <u>(10) 遺体の捜索及び処理</u> <u>(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</u> <u>(12) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 要員の確保</p> <p>災害対策を実施するために必要な労働者及び技術者等の動員、雇入れは、それぞれの応急対策実施機関において行うものとするが、災害対策実施機関のみでは必要な労働者等を確保できない場合は、災害対策実施機関の要請により労働者については公共職業安定所があつせんし、技術者等は関係機関が自己の災害対策に支障を及ぼさない範囲で応援を実施する。 〈主な実施機関〉 国（福岡労働局）、県（総務部・市町村・地域振興部・保健医療介護部・福祉こども政策部）、市町村</p> <p>第1 労働者等確保の種別、方法（人事課・防災危機管理局・地域振興総務課共助社会づくり推進室・人材活躍・労働総務課、福岡労働局職業安定部職業安定課、市町村、関係機関）</p>	<p>災害救助法の改正のため (R7.6)、字句の修正</p> <p>災害救助法の改正のため (R7.6)、字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

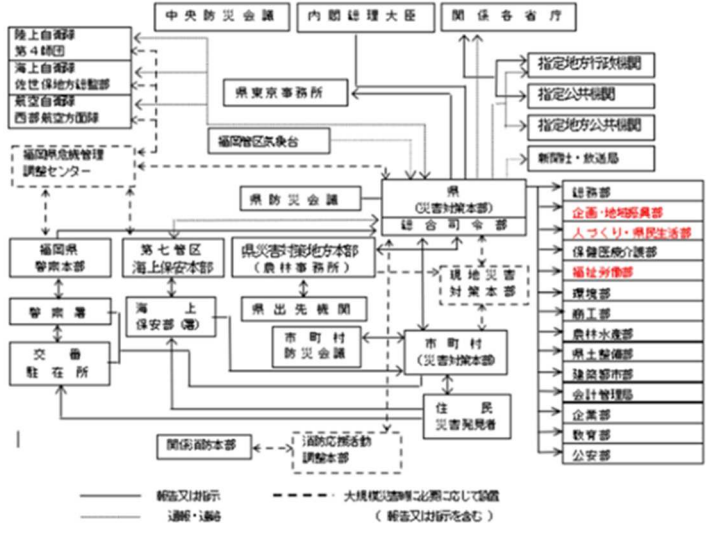
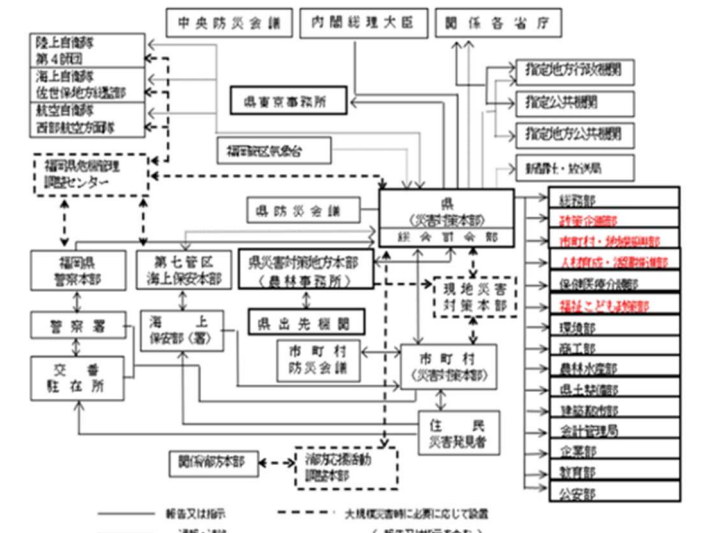
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援</p> <p>大規模災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・社会活動推進課・福祉総務課・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 被害情報等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援</p> <p>大規模災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・地域振興総務課共助社会づくり推進室・福祉総務課・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、災害中間支援組織、関係機関</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 被害情報等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略) 3～6 (略)</p>	<p>迅速な共有に努めるものとする。</p> <p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>(1)～(9) (略) 3～6 (略)</p>	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																
<p>第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路</p> <p>1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図（再掲）</p>  <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="280 1173 963 1396"> <thead> <tr> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5">福岡県災害対策本部</td> <td>614-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>総務部県民情報広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>642-6657</td> <td>企画・地域振興部総合政策課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>〃 行財政支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉労働部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課	642-6657	企画・地域振興部総合政策課			622-6393	〃 行財政支援課			622-6394	福祉労働部福祉総務課			<p>第2 県災害対策本部並びに関係機関の情報収集伝達経路</p> <p>1 防災関係機関相互における災害情報連絡系統図（再掲）</p>  <p>2～3 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県（本庁）が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1041 1173 1702 1396"> <thead> <tr> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5">福岡県災害対策本部</td> <td>614-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>政策企画部広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>642-6657</td> <td>〃 企画総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>市町村・地域振興部市町村行財政支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉子ども政策部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	政策企画部広報課	643-3772	会計管理局会計課	642-6657	〃 企画総務課			622-6393	市町村・地域振興部市町村行財政支援課			622-6394	福祉子ども政策部福祉総務課			<p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
642-6657	企画・地域振興部総合政策課																																																																																	
622-6393	〃 行財政支援課																																																																																	
622-6394	福祉労働部福祉総務課																																																																																	
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	614-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	政策企画部広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
642-6657	〃 企画総務課																																																																																	
622-6393	市町村・地域振興部市町村行財政支援課																																																																																	
622-6394	福祉子ども政策部福祉総務課																																																																																	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>3～4（略）</p> <p>第3節 広報・広聴</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。</p> <p>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 県が行う広報内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通政策課、<u>空港対策局</u>、港湾課）</p> <p>b (略)</p> <p>(キ) ライフラインの状況（防災危機管理局、<u>水資源対策課水道整備室</u>）</p> <p>(ク)～(セ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 広報方法（<u>県民情報広報課</u>、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報の実施</p> <p>ア きめ細かな情報提供（<u>県民情報広報課</u>、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 報道機関等との連携（<u>県民情報広報課</u>・防災危機管理局）</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ 報道機関へ要請及び発表する広報内容例（<u>県民情報広報課</u>・防災危機管理局）</p> <p>(略)</p> <p>オ ライフライン関係機関等への要請（<u>県民情報広報課</u>・防災危</p>	<p>3～4（略）</p> <p>第3節 広報・広聴</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。</p> <p>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関</p> <p>第1 災害広報の実施</p> <p>(1) 広報内容</p> <p>ア 県が行う広報内容</p> <p>(略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（<u>空港・交通対策局</u>、港湾課）</p> <p>b (略)</p> <p>(キ) ライフラインの状況（防災危機管理局、<u>上下水道課上水道整備室</u>）</p> <p>(ク)～(セ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) 広報方法（<u>広報課</u>、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>(3) 広報の実施</p> <p>ア きめ細かな情報提供（<u>広報課</u>、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 報道機関等との連携（<u>広報課</u>・防災危機管理局）</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講ずることとする。</p> <p>(ウ)～(カ) (略)</p> <p>エ 報道機関へ要請及び発表する広報内容例（<u>広報課</u>・防災危機管理局）</p> <p>(略)</p> <p>オ ライフライン関係機関等への要請（<u>広報課</u>・防災危機管理局）</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>機管理局)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定公共機関等における広報 (1)～(4) (略) (5) <u>西日本電信電話株式会社</u> トーキ装置、広報車及び報道機関により、被害箇所の復旧見通しや通話の疎通状況等について県民への周知に努める。 (6) (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 1 (略) 2 内容 (1) 県の相談活動 (<u>県民情報広報課</u>・保健福祉環境事務所・防災危機管理局、関係各課) ア～ウ (略) (2) (略)</p> <p>第4節 避難対策の実施 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1)～(4) (略) (5) 広域一時滞在 ア 広域一時滞在についての協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</p> <p>イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設 1 市町村 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 指定公共機関等における広報 (1)～(4) (略) (5) <u>NTT西日本株式会社</u> トーキ装置、広報車及び報道機関により、被害箇所の復旧見通しや通話の疎通状況等について県民への周知に努める。 (6) (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 1 (略) 2 内容 (1) 県の相談活動 (<u>広報課</u>・保健福祉環境事務所・防災危機管理局、関係各課) ア～ウ (略) (2) (略)</p> <p>第4節 避難対策の実施 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1)～(4) (略) (5) 広域一時滞在 ア 広域一時滞在についての協議 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。 <u>被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 指定避難所等の開設 1 市町村 (略) (1)～(5) (略) (6) 避難所開設当初から <u>プライバシー確保のための</u>パーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居</p>	<p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備</p> <p>(7) 避難所の開設状況等、次に掲げる事項について、県への報告</p> <p>ア 指定避難所等の開設の日時及び場所</p> <p>イ 受入れ状況及び受入れ人員 ※指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報についても、早期に把握するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 開設期間の見込</p> <p>エ 避難対象地区名</p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 性暴力・DVの発生防止 指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を<u>講じる</u>よう努めるものとする。 また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理(市町村) 指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 多様な者の視点等に配慮 指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室</p>	<p>住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備</p> <p>(7) 避難所の開設状況等、次に掲げる事項について、県への報告</p> <p>ア 指定避難所等の開設の日時及び場所</p> <p>イ 受入れ状況及び受入れ人員 ※指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報についても、早期に把握するよう努めるものとする。</p> <p>ウ 開設期間の見込</p> <p>エ 避難対象地区名 <u>オ 当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 I D</u></p> <p>(8) 指定避難所等の適切な運営管理</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 性暴力・DVの発生防止 指定避難所等における女性や<u>子ども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を<u>講ずる</u>よう努めるものとする。 また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理(市町村) 指定避難所の開設が長期化する見通しの場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 多様な者の視点等に配慮 指定避難所においては、女性や<u>子育て家庭</u>、性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理(市町村)市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>なお、国、県及び市町村は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・生活衛生課、がん感染症疾病対策課、市町村）</p> <p>県及び市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p>	<p>衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理(市町村)市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるように、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、教育委員会等の関係部局とあらかじめ方針を決めながら、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</p> <p>なお、国、県及び市町村は、災害の規模等にかんがみ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・生活衛生課、がん感染症疾病対策課、市町村）</p> <p>県及び市町村は以下の点に留意するものとする。</p> <p>なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や多様なニーズ、指定避難所等の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、必要に応じ、被災者支援等の観点から、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>第6～第9 (略)</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>R7.1.16文科省事務連絡「避難所における適切な食事の提供のための学校給食施設等の活用の留意事項」に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第5節 水防対策の実施</p> <p>洪水、雨水出水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。</p> <p>なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・津波・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>水防管理団体（市町村）、国（九州地方整備局）、県（河川管理課、下水道課、流域下水道事務所）、下水道管理者（下水道管理センター、市町村）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第6節 消防活動</p> <p>（略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 消防活動の実施</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特殊火災消防活動</p> <p>特殊火災の消防計画については、高層建築物、地下街等特殊建造物の消防計画によるほか、次によるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）放射線関係施設火災</p> <p>放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講じる。</p> <p>第7節～第8節 （略）</p> <p>第9節 救出活動</p> <p>災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。</p> <p>そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。</p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災</p>	<p>第5節 水防対策の実施</p> <p>洪水、雨水出水、津波又は高潮により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定めるものとする。</p> <p>なお、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・津波・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理者等の連携を強化するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>水防管理団体（市町村）、国（九州地方整備局）、県（河川管理課、上下水道課、流域下水道事務所）、下水道管理者（下水道管理センター、市町村）</p> <p>第1～第3 （略）</p> <p>第6節 消防活動</p> <p>（略）</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 消防活動の実施</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 特殊火災消防活動</p> <p>特殊火災の消防計画については、高層建築物、地下街等特殊建造物の消防計画によるほか、次によるものとする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）放射線関係施設火災</p> <p>放射線関係施設の火災に際しては、施設近辺の放射線による危険を防止することを第1条件として防御活動に当たるものとし、当該施設の管理者の指示に従い危険区域を設定して、防護装備をした者以外の立入りを禁止し、注水消火を行う場合には、消火に使用した水の汚染度により危険を伴うものについては安全地域に流出する措置を講ずる。</p> <p>第7節～第8節 （略）</p> <p>第9節 救出活動</p> <p>災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。</p> <p>そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。</p> <p>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村</p> <p>第1 陸上における救出対策</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 警察（警備課） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講じるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 海外からの救援部隊等の受入計画（防災危機管理局、国際局、福祉総務課、商工政策課（県海外事務所）、警察、市町村、消防本部）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 内容 （1）～（3） （略） （4）支援受入の訓練等 県は、平常時から、海外からの救援部隊の受入・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、支援受入体制の整備に努める。</p> <p>第10節 医療救護</p> <p>県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部、福祉労働部、総合司令部）、市町村、国立病院機構等、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復（防災危機管理局・水資源対策課水道整備室・医療指導課） （略）</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）・ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室）</p>	<p>現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</p> <p>なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、職員の健康管理等を徹底するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉子ども政策部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村</p> <p>第1 陸上における救出対策</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 警察（警備課） 災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備措置を講ずるとともに、災害が発生した場合は、次による被災者の救出処置をとる。</p> <p>4 （略）</p> <p>第2～第3 （略）</p> <p>第4 海外からの救援部隊等の受入計画（防災危機管理局、国際局、福祉総務課、商工政策課（県海外事務所）、警察、市町村、消防本部）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 内容 （1）～（3） （略） （4）支援受入の訓練等 県は、平時から、海外からの救援部隊の受入・連携を目的とした防災訓練を実施するなど、支援受入体制の整備に努める。</p> <p>第10節 医療救護</p> <p>県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部、福祉子ども政策部、総合司令部）、市町村、国立病院機構等、福岡県医師会、福岡県薬剤師会、福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復（防災危機管理局・上下水道課上水道整備室・医療指導課） （略）</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害薬事コーディネーター、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）・ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣（医療指導課・健康増進課こころの健康</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため 記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1) 福岡県災害医療コーディネーター 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等（保健医療福祉調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。</p> <p>(2) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT） （略）</p> <p>(3) ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT） （略）</p> <p>第4～第5 （略）</p> <p>第6 血液製剤の確保 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 血液製剤を保管する県内の赤十字血液センターの維持に必要なライフラインを優先復旧させるために、関係機関（水道、電力、ガス、通信等）に応急措置及び緊急復旧を要請する（<u>薬務課・防災危機管理局・水資源対策局水道整備室</u>）</p> <p>3 （略）</p> <p>第7 搬送 1 方針 災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等（血液製剤を含む）の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡視船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、</p>	<p>づくり推進室、<u>薬務課</u>）</p> <p>(1) 福岡県災害医療コーディネーター 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等（保健医療福祉調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。</p> <p><u>(2) 福岡県災害薬事コーディネーター</u> <u>県は、災害の状況に応じて、県薬剤師会に福岡県災害薬事コーディネーターの派遣を要請する。</u> <u>福岡県災害薬事コーディネーターの配置等については、福岡県災害薬事コーディネーター活動手順書に定めるところによる</u></p> <p><u>(3) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）</u> （略）</p> <p><u>(4) ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）</u> （略）</p> <p>第4～第5 （略）</p> <p>第6 血液製剤の確保 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 血液製剤を保管する県内の赤十字血液センターの維持に必要なライフラインを優先復旧させるために、関係機関（水道、電力、ガス、通信等）に緊急措置及び緊急復旧を要請する（<u>薬務課・防災危機管理局・上下水道課上水道整備室</u>）</p> <p>3 （略）</p> <p>第7 搬送 1 方針 災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する救護班、医薬品等（血液製剤を含む）の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡視船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。 <u>被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、船舶を活用した傷病者の搬送を要請するものとする。</u></p> <p>2～5 （略）</p> <p>第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、<u>薬務課</u>） 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、<u>災害薬事コーディネーター</u>、災害派遣医療チーム 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療救護調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。</p> <p>全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMAT福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDAT）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 広域後方医療施設</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）広域後方医療施設への傷病者の搬送</p> <p>県及び市町村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するものとする。</p> <p>被災地域内の県及び市町村は、管内の医療機関と広域搬送拠点間</p>	<p>国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。</p> <p><u>また、被災都道府県は、必要に応じ、政府本部に対し、被災地域内の港湾における船舶を活用した医療活動を要請するものとする。</u>その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン<u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療救護調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。</p> <p>全国からの災害派遣医療チーム（DMAT）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMAT）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。</p> <p>県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMAT福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDAT）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 広域後方医療施設</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）広域後方医療施設への傷病者の搬送</p> <p>県及び市町村は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営するものとする。</p> <p>被災地域内の県及び市町村は、管内の医療機関と広域搬送拠点間</p>	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の重病者等の輸送を実施するものとする。また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、被災地域内の県及び市町村に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>第9 (略)</p> <p>第11節 飲料水の供給</p> <p>市町村及び県は給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・<u>水資源対策課水道整備室</u>・水資源対策課）、市町村</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>災害時には、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。</p> <p>また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。</p> <p>2 応急給水の目標水量</p> <p>給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、各市町村の実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。</p> <p>第2 市町村</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第3 <u>県水資源対策課水道整備室</u></p> <p>市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けたときは、隣接水道事業者に対し必要な応援の措置について指示するとともに、給水資機材の確保（調達）、水質検査等に必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>また、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、九州・山口9県災害時応援協定に基づき応援要請を行う。</p>	<p>の重病者等の輸送を実施するものとする。また、非被災地域内の県及び市町村も、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施するものとする。その際、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン<u>及び災害薬事コーディネーター</u>は、被災地域内の県及び市町村に対して適宜助言及び支援を行うものとする。</p> <p>第9 (略)</p> <p>第11節 飲料水の供給</p> <p>市町村及び県は給水体制を確立し、給水活動を迅速かつ円滑に実施する。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・<u>上下水道課上水道整備室</u>・水資源対策課）、市町村</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>災害時には、断水や汚染により、応急給水が必要とされる。応急給水には、大きく分けて、搬送給水と拠点給水があるが、搬送給水は、その運用に多数の人員が必要とされるため、応急復旧を速やかに行うためには、できるだけ拠点給水で対応することが望ましい。</p> <p>また、指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要がある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。</p> <p><u>水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。</u></p> <p>2 応急給水の目標水量</p> <p>給水量については、災害発生後3日間については、飲料水として3ℓ/人・日を目安とし、応急復旧の期間としては約4週間を目標として、各市町村の実態に即して給水レベルごとに、目標水量を設定する。</p> <p>第2 市町村</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第3 <u>県上下水道課上水道整備室</u></p> <p>市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けたときは、隣接水道事業者に対し必要な応援の措置について指示するとともに、給水資機材の確保（調達）、水質検査等に必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>また、大規模な災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、九州・山口9県災害時応援協定に基づき応援要請を行う。</p>	<p>組織再編のため</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4 (略)</p> <p>第5 県防災危機管理局 市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けて、水道整備室と協議のうえ特に必要と認められる場合は、自衛隊等関係機関に対し応援要請を行う。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第12節 食料の供給 市町村は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。 〈主な実施機関〉 県（農林水産部・福祉労働部）、市町村、農林水産省、九州農政局</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第13節 生活必需品等の供給 県及び市町村は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時には速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。 〈主な実施機関〉 県（福祉労働部・商工部）、市町村、九州経済産業局</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第14節 交通対策の実施 (略)</p> <p>第1 陸上の交通対策 1～3 (略)</p> <p>4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置 通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講じる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 航空の交通対策 1 空港管理者等は、災害により航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講じる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送の実施 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を</p>	<p>第4 (略)</p> <p>第5 県防災危機管理局 市町村から飲料水の確保及び給水について応援要請を受けて、上下水道課と協議のうえ特に必要と認められる場合は、自衛隊等関係機関に対し応援要請を行う。</p> <p>第6 (略)</p> <p>第12節 食料の供給 市町村は、被災者に対し、食料の供給を迅速かつ円滑に実施する。 〈主な実施機関〉 県（農林水産部・福祉子ども政策部）、市町村、農林水産省、九州農政局</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>第13節 生活必需品等の供給 県及び市町村は、被災者に対し寝具、被服その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時には速やかに調達し、供給を迅速かつ円滑に実施する。 〈主な実施機関〉 県（福祉子ども政策部・商工部）、市町村、九州経済産業局</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第14節 交通対策の実施 (略)</p> <p>第1 陸上の交通対策 1～3 (略)</p> <p>4 通行の禁止・制限を実施した場合の措置 通行の禁止・制限を実施した場合は、直ちに次の措置を講ずる。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 航空の交通対策 1 空港管理者等は、災害により航空交通の障害が発生した場合、航空機の安全運航の確保及び秩序を維持するために必要な措置を講ずる。</p> <p>2 (略)</p> <p>第15節 緊急輸送の実施 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、その周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を</p>	<p>水資源対策課</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・農林事務所・福祉総務課・関係部局）、警察（公安委員会）、市町村、関係機関</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 輸送車両等の確保 （略） 1～3（略） 4 九州運輸局 災害対策実施要綱等に基づき、必要な措置を<u>講じる</u>とともに、県の要請により輸送機関に対し調達の斡旋を行う。 5～9（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第16節 保健衛生、防疫、環境対策 （略）</p> <p>第1 保健衛生（保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 健康・栄養相談の実施（健康増進課） 被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。 （1）健康相談の実施 市町村及び県は、<u>保健師班</u>を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ア～エ（略） （2）（略） 2～4（略）</p> <p>5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体） 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を<u>指定避難所</u>に同行することで、<u>指定避難所</u>の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を<u>講じる</u>。 （1）（略） （2）<u>指定避難所</u>における愛護動物の適切な飼育の指導等 県は、<u>指定避難所</u>を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、<u>指定避難所</u>の</p>	<p>運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・農林事務所・福祉総務課・関係部局）、警察（公安委員会）、市町村、関係機関</p> <p>第1～第2（略）</p> <p>第3 輸送車両等の確保 （略） 1～3（略） 4 九州運輸局 災害対策実施要綱等に基づき、必要な措置を<u>講ずる</u>とともに、県の要請により輸送機関に対し調達の斡旋を行う。 5～9（略）</p> <p>第4（略）</p> <p>第16節 保健衛生、防疫、環境対策 （略）</p> <p>第1 保健衛生（保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 健康・栄養相談の実施（健康増進課） 被災者への保健衛生対策については、健康状態や栄養の摂取状況の把握をまず行った上で、指導や相談に応じることを基本として、以下により対応する。 （1）健康相談の実施 市町村及び県は、<u>保健師等チーム</u>を編成して以下の巡回健康相談及び家庭訪問を行う。 ア～エ（略） （2）（略） 2～4（略）</p> <p>5 愛護動物の救護等の実施（生活衛生課、畜産課、市町村、関係団体） 大規模災害に伴い、飼い主不明や負傷した愛護動物が多数生じるとともに、愛護動物を<u>指定避難所等</u>に同行することで、<u>指定避難所等</u>の生活環境の悪化等の問題が生じる事が予想される。また、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、人獣共通感染症予防等衛生管理が必要になると考えられる。 県は、動物愛護及び被災者の支援の観点から、これら愛護動物の保護や適正な飼育に関し、他県、市町村、獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、愛護動物の救護を以下のように行う。 また、県及び市町村は、飼養動物等の動物の管理等に必要な措置を<u>講ずる</u>。 （1）（略） （2）<u>指定避難所等</u>における愛護動物の適切な飼育の指導等 県は、<u>指定避難所等</u>を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の適正な飼育について指導等を行うなど、<u>指定避難所</u></p>	<p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>ア 各地域の被害状況、指定避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援</p> <p>(3) 飼養動物、危険動物等の管理</p> <p>県、市町村は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 防疫（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 方針</p> <p>県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。</p> <p>また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 疫学調査及び健康診断等（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所）</p> <p>感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、患者に対する入院勧告など適切な予防措置を講じるため疫学調査を実施する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 環境対策（環境保全課・保健福祉環境事務所、市町村、工場・事業所等）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県（環境保全課）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、有害物質の漏出等により、住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、報道機関の協力を得て広く周知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第17節 要配慮者の支援</p> <p>災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・</p>	<p>等の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。</p> <p>ア 各地域の被害状況、指定避難所等での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援</p> <p>(3) 飼養動物、危険動物等の管理</p> <p>県、市町村は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第2 防疫（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>1 方針</p> <p>県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。</p> <p>また、市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>4 疫学調査及び健康診断等（がん感染症疾病対策課、保健福祉環境事務所）</p> <p>感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、無症状病原体保有者の早期発見に努め、患者に対する入院勧告など適切な予防措置を講ずるため疫学調査を実施する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 環境対策（水・大気環境課・保健福祉環境事務所、市町村、工場・事業所等）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 県（水・大気環境課）</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 県は、有害物質の漏出等により、住民の生命身体に危険のおそれがあると認められる場合は、報道機関の協力を得て広く周知するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第17節 要配慮者の支援</p> <p>災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者及び避難行動要支援者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災直後の安否確認・</p>	<p></p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・企画・地域振興部・商工部・保健福祉環境事務所・総務部）、市町村</p> <p>第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村）</p> <p>1 災害時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市町村は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを派遣し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）や災害支援ナースを派遣し、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 外国人等の支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） (略)</p> <p>(1) 外国人への情報提供（防災危機管理局・国際政策課、市町村） 県及び市町村は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。 また、県は、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用した外国語等による災害</p>	<p>避難から、その後の生活に至るまでの各段階においてきめ細かな支援策を総合的に講ずるものとする。</p> <p>なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉子ども政策部・政策企画部・商工部・保健福祉環境事務所・総務部）、市町村</p> <p>第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉子ども政策部・総務部、市町村）</p> <p>1 災害時には、平時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これらの要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このことから、市町村は、以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所や在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者がいる地域に派遣し、高齢者、障がいのある人等の多様なニーズに対する福祉的支援を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を避難所や在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者がいる地域に派遣し、高齢者、障がいのある人等の多様なニーズに対する福祉的支援を行う。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 外国人等の支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） (略)</p> <p>(1) 外国人への情報提供（防災危機管理局・国際政策課、市町村） 県及び市町村は、報道機関と連携し、テレビ・ラジオ等を活用した外国語による災害情報の提供を行う。 また、県は、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」を活用した外国語等による災害情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設置された際には、国際</p>	<p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため 字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>メールまもるくん廃止のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設置された際には、国際交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 遺体の搜索、収容及び火葬</p> <p>災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急を実施する必要がある。</p> <p>このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（保健医療介護部・福祉労働部）、市町村、警察、第七管区海上保安本部</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第20節 障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 障害物除去に関する応援、協力</p> <p>県は、市町村から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を講じる。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第21節 文教対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置</p> <p>災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村（組合）立学校に対する措置</p> <p>授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村（組合）教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村（組合）教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措</p>	<p>交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>第18節 (略)</p> <p>第19節 遺体の搜索、収容及び火葬</p> <p>災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急を実施する必要がある。</p> <p>このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者等の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（保健医療介護部・福祉子ども政策部）、市町村、警察、第七管区海上保安本部</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第20節 障害物の除去</p> <p>(略)</p> <p>第1～第5 (略)</p> <p>第6 障害物除去に関する応援、協力</p> <p>県は、市町村から障害物の除去について応援、協力要請があったときは、適当な措置を講ずる。</p> <p>第7 (略)</p> <p>第21節 文教対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 学校教育対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急教育（体育スポーツ健康課・施設課・義務教育課・高校教育課・特別支援教育課・教職員課、市町村教育委員会等）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 児童・生徒等の安全の確保措置</p> <p>災害発生時における児童・生徒等の安全の確保に関し、次の措置をとる。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町村（組合）立学校に対する措置</p> <p>授業を継続実施することにより、児童・生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村（組合）教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村（組合）教育委員会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措</p>	<p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>置等適切な措置を<u>講じる</u>こともある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 施設の応急整備（施設課） 災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における代替校舎の確保 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を<u>講じる</u>。</p> <p>(ア)～(イ)</p> <p>(6) 教職員補充措置（教職員課） 災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>3 就学援助に関する措置（財務課、<u>義務教育課</u>、<u>特別支援教育課</u>）（略） (1)～(3) (略)</p> <p>4～5</p> <p>6 被災児童生徒へのメンタルケア（<u>体育スポーツ健康課</u>、<u>高校教育課</u>、<u>義務教育課</u>、<u>特別支援教育課</u>） 県・市町村教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。</p> <p>第2 (略)</p> <p>第22節 住宅の確保 災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市町村の公共施設等を利用して指定避難所として收容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。 <主な実施機関> 県（<u>福祉労働部</u>・建築都市部・農林水産部）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・住宅計画課・県営住宅課・林業振興課、市町村）</p>	<p>置等適切な措置を<u>講ずる</u>こともある。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 施設の応急整備（施設課） 災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 災害時における代替校舎の確保 校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は、次の措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(ア)～(イ)</p> <p>(6) 教職員補充措置（教職員課） 災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。 <u>必要に応じて、被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用するものとする。</u></p> <p>ア～イ (略)</p> <p>3 就学援助に関する措置（財務課・<u>義務教育課</u>・<u>特別支援教育課</u>）（略） (1)～(3) (略)</p> <p>4～5</p> <p>6 被災児童生徒へのメンタルケア（<u>体育スポーツ健康課</u>・<u>高校教育課</u>・<u>義務教育課</u>・<u>特別支援教育課</u>） 県・市町村教育委員会、校長、教職員は、保健福祉環境事務所、児童相談所等の専門機関と連携して、被災児童・生徒等へのメンタルケアを行うものとし、必要に応じてスクールカウンセラー等を学校に派遣する。 <u>なお、スクールカウンセラーの派遣については、必要に応じて被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用するものとする。</u></p> <p>第2 (略)</p> <p>第22節 住宅の確保 災害時における被災住宅の入居者に対する応急住宅対策は、災害救助法を適用した場合には、一時的には県又は市町村の公共施設等を利用して指定避難所として收容するほか、応急仮設住宅の建設及び供与並びに住宅の応急修理等を実施する。 <主な実施機関> 県（<u>福祉子ども政策部</u>・建築都市部・農林水産部）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・住宅計画課・県営住宅課・林業振興課、市町村）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1～2 （略）</p> <p>3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課）</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。</p> <p>また、市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>第3～第6 （略）</p> <p>第23節 災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 がれき等処理</p> <p>1 方針</p> <p>県、市町村及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、<u>仮置場、最終処分地</u>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>(9) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 死亡獣畜処理（生活衛生課・保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>市町村は、管轄保健福祉環境事務所長（福岡市、北九州市、久留米市及び大牟田市）にあっては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>第24節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害応急対策（西日本電信電話株式会社）</p>	<p>1～2 （略）</p> <p>3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設（福祉総務課、県営住宅課）</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 応急仮設住宅の建物の管理は、当該市町村の協力を得て県が行い、入居者の管理は、市町村が行う。</p> <p>また、市町村は、各応急仮設住宅の適切な運営管理も行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や<u>子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。さらに、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。</p> <p>第3～第6 （略）</p> <p>第23節 災害廃棄物等の処理 (略)</p> <p>第1～第2 （略）</p> <p>第3 がれき等処理</p> <p>1 方針</p> <p>県、市町村及び関係機関は、次の方針によりがれき等の処理を実施することとする。</p> <p>(1)～(7) （略）</p> <p>(8) 発生したがれき等の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、<u>仮置場・最終処分場</u>を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、がれき等の計画的な収集、運搬及び処分を行い、がれき等の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、がれき等を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>(9) （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第4 （略）</p> <p>第5 死亡獣畜処理（生活衛生課・保健福祉環境事務所、市町村）</p> <p>市町村は、管轄保健福祉環境事務所長（福岡市、北九州市及び久留米市にあっては保健所長）の指示に従い、原則として化製場又は死亡獣畜取扱場で処理するが、やむを得ない場合は環境衛生上支障のない場所に収集し、埋没又は焼却等の方法で処理する。</p> <p>第24節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害応急対策（<u>N T T</u>西日本株式会社）</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>災害時における電気通信設備の応急対策は、<u>西日本電信電話株式会社</u>「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、或いは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を<u>講じる</u>。</p> <p>(7) その他、安全上必要な措置を<u>講じる</u>。</p> <p>4 通信の非常そ通措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供</p> <p>地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。</p> <p>なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。</p> <p>利用方法については<u>西日本電信電話株式会社</u>ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、<u>平常時</u>からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第25節 電気施設、ガス施設の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急対策</p>	<p>災害時における電気通信設備の応急対策は、<u>NTT西日本株式会社</u>「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 警戒措置</p> <p>災害予報が発せられた場合、或いは報道された場合、及びその他の事由により災害の発生が予想される場合は、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) 災害対策用機器の点検と出動準備、或いは非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>(7) その他、安全上必要な措置を<u>講ずる</u>。</p> <p>4 通信の非常そ通措置</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供</p> <p>地震等の災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族・親戚・知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板『web171』を提供する。</p> <p>なお、災害用ブロードバンド伝言版『web171』の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオ等及び福岡県災害対策本部と協力して実施する。</p> <p>利用方法については<u>NTT西日本株式会社</u>ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言版『web171』の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録・閲覧を行う。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 社外機関に対する応援又は協力の要請</p> <p>災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、<u>平時</u>からあらかじめその措置方法を定めておく。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第25節 電気施設、ガス施設の災害応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 ガス施設災害応急対策（西部ガス株式会社）</p> <p>(略)</p> <p>1 緊急対策</p>	<p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 二次災害防止措置 ガスの漏洩等による二次災害発生の恐れがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。また、必要に応じて単位ブロック、統合ブロック単位での供給停止を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第26節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策 県、水道事業者、工業用水道事業者及び市町村は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（県土整備部・建築都市部）、水道事業者、工業用水道事業者、市町村）</p> <p>第1 上水道施設災害応急対策（水資源対策課水道整備室、市町村、水道事業者）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第2 下水道施設災害応急対策（下水道課、流域下水道事務所、県土整備事務所、下水道管理センター、市町村）</p> <p>1 管渠 (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針をたてる。 (2)～(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第27節 交通施設の災害応急対策 交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。</p> <p>〈主な実施機関〉 鉄道、道路、港湾等、空港管理者等、警察（公安委員会）</p> <p>第1 道路施設 1 方針 国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策な</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 二次災害防止措置 ガスの漏洩等による二次災害発生のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止等の適切な危険予防措置を講ずる。また、必要に応じて単位ブロック、統合ブロック単位での供給停止を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>第26節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策 県、水道事業者、工業用水道事業者及び市町村は、災害時において速やかに応急復旧を行い、給水、配水機能の維持を図る。必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。 水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 県（建築都市部）、水道事業者、工業用水道事業者、市町村）</p> <p>第1 上水道施設災害応急対策（上下水道課上水道整備室、市町村、水道事業者）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>第2 下水道施設災害応急対策（上下水道課、流域下水道事務所、県土整備事務所、下水道管理センター、市町村）</p> <p>1 管渠 (1) 下水管渠の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講ずるとともに本復旧の方針をたてる。 (2)～(3) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第27節 交通施設の災害応急対策 道路、鉄道、港湾、空港の管理者は、救助・救急、医療および消火活動を迅速に行うためにも、また、被害の拡大防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、交通の確保に努める。</p> <p>〈主な実施機関〉 鉄道、道路、港湾等、空港管理者等、警察（公安委員会）</p> <p>第1 道路施設 道路管理者は、道路啓開計画に基づき、効率的かつ迅速に道路啓開を行う。</p> <p>1 道路施設について、自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したブローデ</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織再編のため 組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)及び国土交通省防災業務計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>ど、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。</u></p> <p><u>道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>上記道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開道路）を最優先に取り組みこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。</u></p> <p><u>併せて、道路の通行規制等が行われている場合、ICT技術を活用し、道路利用者に対してビーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。</u></p> <p><u>2 国・県（道路維持課）・市町村・警察（公安委員会）</u></p> <p><u>各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。</u></p> <p><u>(1) 道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。なお、被害状況等の調査を迅速に行うため、あらかじめ団体等との間で協定等を締結しておくものとする。</u></p> <p><u>(2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>(3) 道路上の倒壊物及び落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に障害物の除去を実施する。</u></p> <p><u>(4) 避難道路については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、啓開道路及び主要避難路から優先的に応急復旧を実施する。</u></p> <p><u>(5) 上・下水道、電気、ガス、電話等道路専用のライフラインに被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。</u></p> <p><u>なお、緊急を要しそのいとまがない場合は、通行の禁止、制限、立入禁止、避難誘導及び周知措置等、必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。</u></p> <p><u>(6) 信号機、交通管制機器等の被災交通安全施設については、被害状況に応じた応急復旧を行い、交通の確保に努める。この場合、緊急交通路から優先的に応急復旧を実施する。</u></p> <p><u>また、太陽光発電や非常用電源装置を付加した信号機など停電</u></p>	<p><u>一タ、AIWeb カメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、道路啓開、応急復旧等を行うとともに、道路利用者に道路の通行可否に関する情報が確実に伝わるようICT技術を活用し、ビーコン、ETC2.0、情報板、インターネット等により迅速に情報提供する。また、必要に応じて、他の道路管理者に対して、応急復旧等に係る支援を要請する。</u></p> <p><u>2 災害発生時における救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、被災市町村等、他の道路管理者及び関係機関と連携を図りつつ計画的に道路啓開を実施する。</u></p> <p><u>3 災害発生時における被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送道路の確保を最優先に応急復旧や代替路の設定等を実施する。</u></p> <p><u>4 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>5 県公安委員会から緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請を受けたときは、当該要請を勘案し、優先的に啓開すべき道路の区間を判断する。</u></p> <p><u>6 民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。</u></p> <p><u>7 道路の通行規制等が行われている場合、道路利用者に対して道路情報板、路側通信等の道路情報提供装置により迅速に情報提供する。</u></p> <p><u>8 被災状況や復旧状況に応じて関係機関と連携し、交通量抑制の呼びかけや広域迂回への誘導、代替輸送手段の確保や道路の混雑対策等を統括的に実施し、被災地域の安定的な人流・物流機能の確保に努める。</u></p>	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>に影響を受けず災害に強い交通安全施設の整備と交通管制機能の強化に努める。</u></p> <p><u>3 西日本高速道路株式会社</u></p> <p><u>(1) 通行の禁止又は制限の実施基準</u></p> <p><u>ア 必要と認められる場合は、交通の危険を防止するための通行の禁止又は制限を行う。</u></p> <p><u>イ 通行の禁止又は制限を実施する場合は、警察及び周辺道路の道路管理者等に必要な協議、通知等を行う。</u></p> <p><u>(2) 通行の禁止又は制限の実施方法</u></p> <p><u>ア 通行の禁止又は制限を実施する場合には、可変情報板等により、通行中の車両に対して通行の禁止又は制限の表示を行うとともに、インターチェンジ等から同区間内に対象車両が流入しないよう措置する。</u></p> <p><u>イ 異常降雨等により通行の禁止又は制限を実施した場合において、同区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として、当社の指定するインターチェンジ等から流出する等適切な措置を講ずる。</u></p> <p><u>(3) 通行の禁止又は制限の解除等</u></p> <p><u>ア 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要がないと認められる場合は、直ちに当該通行の禁止又は制限を解除するものとする。</u></p> <p><u>イ 点検の結果、通行の禁止又は制限の必要が認められる場合は、状況に応じ通行の禁止又は制限の措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ウ 通行の禁止又は制限を行った場合において、災害が発生しているときは、速やかに応急復旧を行う。</u></p> <p><u>エ 通行の禁止又は制限を解除又は変更するときは、警察及び周辺道路の道路管理者等に必要な協議通知等を行う。</u></p> <p><u>(4) 点検</u></p> <p><u>必要に応じた点検を行う。</u></p> <p><u>(5) 応急復旧</u></p> <p><u>ア 応急復旧の基本方針</u></p> <p><u>災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。</u></p> <p><u>この場合において、通行止めを実施しているときは、少なくとも上下線が分離されている道路にあっては上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</u></p> <p><u>イ 車両の移動等</u></p> <p><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を</u></p>		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>行う。</u></p> <p><u>ウ 応急復旧の実施</u> <u>応急復旧の実施に当たっては、本復旧においてとられる工法の如何にかかわらず、被害の態様に合わせ、最も迅速な工法を採用する。</u></p> <p><u>(6) 緊急通行車両等の取り扱い</u> <u>通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。</u> <u>なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。</u></p> <p><u>(7) 関係機関との協議</u> <u>通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両等の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。</u></p> <p><u>4 福岡北九州高速道路公社</u></p> <p><u>(1) 災害発生前の措置</u></p> <p><u>ア 情報連絡</u> <u>災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。</u></p> <p><u>イ 予防措置</u> <u>災害の発生のおそれがあるときは、関係部所はそれぞれの所掌に応じて高速道路の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害時における措置</u></p> <p><u>ア 防災体制</u> <u>災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（甚大な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。</u></p> <p><u>イ 車両の移動等</u> <u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>ウ 応急工事</u> <u>高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に</u></p>		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><u>施行する。</u></p> <p><u>5 福岡県道路公社</u></p> <p><u>(1) 災害発生前の措置</u></p> <p><u>ア 情報連絡</u></p> <p><u>災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。</u></p> <p><u>イ 予防措置</u></p> <p><u>災害の発生のおそれがあるときは、関係部局はそれぞれの所掌に応じて有料道路等の巡回点検等を行い、必要な応急補修等の災害予防措置を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害時における措置</u></p> <p><u>ア 防災体制</u></p> <p><u>災害時における体制は、警戒体制（災害の発生のおそれがある場合等）、非常体制（激甚な災害が発生した場合等）とし、それぞれの段階に応じて適切な警戒措置及び情報連絡を行い、又は応急対策を講ずる。</u></p> <p><u>イ 車両の移動等</u></p> <p><u>放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。</u></p> <p><u>ウ 応急工事</u></p> <p><u>有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。</u></p> <p>第2 鉄道施設</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 西日本鉄道株式会社</p> <p>(1) 災害時の列車の運転規制</p> <p>災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講じる。</p> <p>天神大牟田線・貝塚線の各鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データをそれぞれの運転指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転指令所から列車無線等で的確に指示する。</p>	<p>第2 鉄道施設</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 西日本鉄道株式会社</p> <p>(1) 災害時の列車の運転規制</p> <p>災害時などにより列車の運行に危難が生じるおそれがある時は、その状況を考慮して列車の運転を一時中止するなど危難防止の措置を講ずる。</p> <p>天神大牟田線・貝塚線の各鉄道線路路線に気象観測局を設置し、そこからの気象データをそれぞれの運転指令所の中央気象観測局に伝送集積して、気象状況の把握と画面表示を行う「気象観測システム」を導入しており、気象観測局は気温、風向風速、雨量、水位、地震の気象値を観測し、各気象状況により運転指令所から列車無線等で的確に指示する。</p>	<p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第3 港湾等及び航路施設</p> <p>1 方針</p> <p>(1) 港湾管理者は、国と連携し、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告するものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第28節 (略)</p> <p>第29節 土砂災害の応急対策 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒体制の確立</p> <p>市町村は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域<u>毎</u>の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。</p> <p>一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第30節～第31節 (略)</p> <p>第32節 二次災害の防止 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 降雨等に伴う二次災害の防止</p> <p>県（河川管理課・砂防課・建築指導課・都市計画課・開発・盛土指導課・農村森林整備課・<u>環境保全課</u>）、市町村、市町村及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。</p> <p>その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する</p>	<p>災害発生時には「運転取扱心得」「緊急時の救急体制要綱」「異常時の対応マニュアル」に基づき対処する。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第3 港湾等及び航路施設</p> <p>1 方針</p> <p>(1) 港湾管理者は、国と連携し、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に対して被害状況を報告する<u>とともに、被災した係留施設等の利用可否判断を速やかに行う</u>ものとする。また、国土交通省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第28節 (略)</p> <p>第29節 土砂災害の応急対策 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 警戒体制の確立</p> <p>市町村は、時期を失することなく、あらかじめ定める各危険地域<u>ごと</u>の基準に基づき速やかに警戒体制を確立する。</p> <p>一般的な警戒体制をとる場合の雨量の目安は、次のとおりである。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第30節～第31節 (略)</p> <p>第32節 二次災害の防止 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 降雨等に伴う二次災害の防止</p> <p>県（河川管理課・砂防課・建築指導課・都市計画課・開発・盛土指導課・農村森林整備課・<u>水・大気環境課</u>）、市町村、市町村及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のOB等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度*を活用して行うものとする。</p> <p>その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ものとする。</p> <p>また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p> <p>市町村は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>第33節 鉱山の災害応急対策 （略） 第1 （略） 第2 県及び市町村の措置 県及び市町村は、上記関係機関からの連絡により次の措置を<u>講じる</u>。 1～4 （略）</p> <p>第34節 農林水産施設等の災害応急対策 （略） 第1 （略） 第2 漁港施設応急対策（水産振興課） 県は、災害が発生し漁港の各種施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を<u>講じる</u>。 第3～第4 （略） 第5 林産物応急対策（林業振興課） （略） 1 被災立木竹の除去 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設、人家に災害を及ぼす<u>恐れ</u>のある木竹の除去に努める。 2～3 （略）</p>	<p>ものとする。</p> <p>また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。</p> <p>市町村は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</p> <p>九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</p> <p>第33節 鉱山の災害応急対策 （略） 第1 （略） 第2 県及び市町村の措置 県及び市町村は、上記関係機関からの連絡により次の措置を<u>講ずる</u>。 1～4 （略）</p> <p>第34節 農林水産施設等の災害応急対策 （略） 第1 （略） 第2 漁港施設応急対策（水産振興課） 県は、災害が発生し漁港の各種施設に被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するための応急措置を<u>講ずる</u>。 第3～第4 （略） 第5 林産物応急対策（林業振興課） （略） 1 被災立木竹の除去 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設、人家に災害を及ぼす<u>おそれ</u>のある木竹の除去に努める。 2～3 （略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第6 (略)</p> <p>第35節 大気汚染による災害応急対策 大気の汚染が著しくなり、人体に影響を及ぼす恐れがある場合に、速やかに安全維持を図る。 〈主な実施機関〉 県（環境保全課）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 スモッグ注意報及び警報の発令 光化学オキシダント（光化学スモッグ）に係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、気象条件からみて当該状態が継続し、人の健康に被害が生ずる恐れがあると認められるときは、北九州市については北九州市長が、その他の地域については、知事が発令する。</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第6 (略)</p> <p>第35節 大気汚染による災害応急対策 大気の汚染が著しくなり、人体に影響を及ぼすおそれがある場合に、速やかに安全維持を図る。 〈主な実施機関〉 県（水・大気環境課）、市町村</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 スモッグ注意報及び警報の発令 光化学オキシダント（光化学スモッグ）に係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、気象条件からみて当該状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときは、北九州市については北九州市長が、その他の地域については、知事が発令する。</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織再編のため</p> <p>字句の修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとし、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p>	<p>第4編 災害復旧・復興計画</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 被災者等の生活再建等の支援</p> <p>災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。</p> <p>なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。</p> <p>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとし、国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</p> <p>市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</p> <p>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、平時から、被災者支援を担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</p> <p>なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講ずることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p>	<p>字句の修正、組織再編のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>国、県（総務部・保健医療介護部・福祉労働部等）、市町村、関係機関</p> <p>第1節 罹災証明書の発行</p> <p>市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 生活相談</p> <p>災害時における県民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p>	<p>国、県（総務部・保健医療介護部・福祉こども政策部等）、市町村、関係機関</p> <p>第1節 罹災証明書の発行</p> <p>市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。</p> <p>また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</p> <p>市町村は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。</p> <p>県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。</p> <p>また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。</p> <p>第2節 （略）</p> <p>第3節 生活相談</p> <p>災害時における県民からの様々な問い合わせや要望に的確かつ迅速に対応するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。</p>	<p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧		新		改正理由
機関名	措置事項	機関名	措置事項	
<p>県 (県民情報広報課・保健福祉環境事務所)</p>	<p>1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。</p> <p>2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。</p>	<p>県 (広報課・保健福祉環境事務所)</p>	<p>1 被災者への迅速かつ適切な救護措置を推進するため、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報する。</p> <p>2 県民相談室、保健福祉環境事務所等に、必要に応じ災害関連の総合相談窓口を設置する。なお、相談窓口の設置をした場合、市町村をはじめ関係機関との連絡調整を図り、できるかぎり被災者の便宜を考慮するものとする。</p>	組織再編のため
市町村	<p>1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。</p> <p>2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。</p> <p>また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。</p>	市町村	<p>1 被災者のための相談所を設け、苦情、要望事項等を聴取し、必要に応じ、広報車等により被災地を巡回して移動相談を行う。</p> <p>2 国、県をはじめとする関係機関による支援情報を収集し、また、必要な情報を関係機関に提供する。相談窓口では、当該市町村の対策のみではなく、総合的に情報提供を行ったり、必要に応じて的確な窓口への誘導を図る。</p> <p>また、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地に係る地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するよう努めるものとする。</p>	
警察	<p>警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。</p> <p>また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。</p>	警察	<p>警察署その他必要な場所に、臨時相談窓口を設置して、警察関係の相談等に対応する。</p> <p>また、行方不明者に係る相談等必要な情報について、自治体と情報共有を図る。</p>	
指定地方行政機関 指定公共機関	<p>事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。</p>	指定地方行政機関 指定公共機関	<p>事務所、営業所その他必要な場所に、臨時相談窓口あるいは案内所等を設置し、所管業務に係る相談等に対応する。</p>	
第4節 (略)		第4節 (略)		
第5節 雇用機会の確保		第5節 雇用機会の確保		
第1 (略)		第1 (略)		
第2 対策		第2 対策		
1 (略)		1 (略)		
2 福岡労働局と県（ <u>労働政策課</u> ）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。		2 福岡労働局と県（ <u>人材活躍・労働総務課</u> ）は協力して災害により被災を受けた事業所の把握に努めるとともに、被災地域を管轄する出先機関の長を通じ、また関係団体の協力を得て、雇用維持を要請し、労働者の雇用の安定を図る。		組織再編のため
3 (略)		3 (略)		
4 県（ <u>労働政策課</u> ・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。		4 県（ <u>人材活躍・労働総務課</u> ・職業能力開発課）は福岡労働局の行う所要の措置について支援を行う。		組織再編のため
5 (略)		5 (略)		
第6節 義援金品の受付及び配分等		第6節 義援金品の受付及び配分等		
(略)		(略)		
第1～第2 (略)		第1～第2 (略)		
第3 義援金品の受付		第3 義援金品の受付		
1 県（福祉総務課）		1 県（福祉総務課）		
県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、 <u>福祉労働部</u> において受け付ける。		県民及び他都道府県民からの義援金品で、県に寄託されるものについては、 <u>福祉子ども政策部</u> において受け付ける。		組織再編のため
2～4 (略)		2～4 (略)		
第4 義援金品の配分及び輸送		第4 義援金品の配分及び輸送		
1 (略)		1 (略)		
2 県（福祉総務課）		2 県（福祉総務課）		
(略)		(略)		
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由																								
<p>(4) 義援金品配分委員会の構成 義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="255 252 976 363"> <tr> <td>日本赤十字社福岡県支部事務局長</td> <td>福岡県社会福祉協議会長</td> <td>福岡県共同募金会長</td> </tr> <tr> <td>西日本新聞社社長</td> <td>NHK福岡放送局長</td> <td>福岡県福祉対策部長</td> </tr> <tr> <td>福岡県民防広報課長</td> <td>福岡県防災企画課長</td> <td>福岡県福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td>福岡県会計管理局会計課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 (略) 第7節～第11節 (略)</p> <p>第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 (略) 1 県、市町村、関係機関 (1) (略) (2) 福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】(中小企業振興課)ア～イ (略) (3) (略) 2 政府系金融機関 (1) 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(中小企業振興課) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 (2) 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)(中小企業振興課) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 (3) 株式会社商工組合中央金庫(中小企業振興課) 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。 3 (略) 第2節 (略)</p> <p>第5章 復興計画 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、市町村及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地</p>	日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長	西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉対策部長	福岡県民防広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長	福岡県会計管理局会計課長			<p>(4) 義援金品配分委員会の構成 義援金品配分委員会は次に掲げる者、その他義援金品の配分に関して適当と認める者をもって構成する。</p> <table border="1" data-bbox="1003 252 1724 363"> <tr> <td>日本赤十字社福岡県支部事務局長</td> <td>福岡県社会福祉協議会長</td> <td>福岡県共同募金会長</td> </tr> <tr> <td>西日本新聞社社長</td> <td>NHK福岡放送局長</td> <td>福岡県福祉こども政策部長</td> </tr> <tr> <td>福岡県広報課長</td> <td>福岡県防災企画課長</td> <td>福岡県福祉総務課長</td> </tr> <tr> <td>福岡県会計管理局会計課長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第5 (略) 第7節～第11節 (略)</p> <p>第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 (略) 1 県、市町村、関係機関 (1) (略) (2) 福岡県中小企業振興資金【緊急経済対策資金】(中小企業経営支援課)ア～イ (略) (3) (略) 2 政府系金融機関 (1) 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)(中小企業経営支援課) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 (2) 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)(中小企業経営支援課) 災害により被害を受けた中小企業者に対し、所定の条件により、災害復旧貸付を行う。 (3) 株式会社商工組合中央金庫(中小企業経営支援課) 災害により被害を受けた中小企業者に対して、既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金を用途とする災害復旧資金を貸付ける。 3 (略) 第2節 (略)</p> <p>第5章 復興計画 大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、県、市町村及び関係機関は、緊密な連携を図りながら、再度の災害の発生防止と、より快適な生活環境を目指し、住民の安全と環境保全、高齢者、障がいのある人、女性等の意見等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。 市町村は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地</p>	日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長	西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉こども政策部長	福岡県広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長	福岡県会計管理局会計課長			<p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p> <p>組織再編のため</p>
日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長																								
西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉対策部長																								
福岡県民防広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長																								
福岡県会計管理局会計課長																										
日本赤十字社福岡県支部事務局長	福岡県社会福祉協議会長	福岡県共同募金会長																								
西日本新聞社社長	NHK福岡放送局長	福岡県福祉こども政策部長																								
福岡県広報課長	福岡県防災企画課長	福岡県福祉総務課長																								
福岡県会計管理局会計課長																										

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正素案新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p> <p>なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、関係機関</p>	<p>開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。</p> <p><u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとする。</u></p> <p>なお、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用することにより、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。</p> <p>〈主な実施機関〉 県、市町村、関係機関</p>	<p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>